

福岡大学

経済学論叢

第68巻 第2号

(通巻 第241号)

阿比留正弘教授追悼号

論 説

- ケインズと明治日本の条約改正 山崎好裕 (91)
- 投資の内と外：ケインズと石橋湛山 山崎好裕 (105)
- イギリスと日本の金解禁論争：
現代の為替レートと物価を考える視点として
..... 山崎好裕 (121)
- 経済学と経営学の間：
アルフレッド・チャンドラーにおける市場と組織
..... 山崎好裕 (135)
- 雁行型経済発展論の呪縛：高度経済成長から失われた30年へ
..... 山崎好裕 (149)
- 国家と戦争：ハイデッガー・西田・田辺の民族の論理
..... 山崎好裕 (165)
- 認知的不協和理論と消費者合理性 姜文源 (183)

福岡大学 研究推進部

令和6年3月

ケインズと明治日本の条約改正

山 崎 好 裕*

はじめに

著名な経済学者ジョン・メイナード・ケインズであるが、政治的な時論を数多く出版したことでも知られている。そうした1冊に『条約の改正』がある。本稿では、このケインズの著作を導きの意図に明治日本の条約改正を紐解いてみよう。

無論、日本人にとって条約改正と言えば、幕末に結ばれた不平等条約の改正に明治政府が奮闘した話でしかない。一方、第1次世界大戦後に結ばれた平和条約であるヴェルサイユ条約については連想することができないだろう。まして、ケインズが一貫してこの条約に反対し、国際社会における条約改正の動きに関心を持っていたことなど、多くの日本人にとって知る機会は少ないに違いない。

時代も状況も条約の中身も全く違うのだから、本稿が条約改正の語呂合わせだと思われても仕方がないことである。だが、もちろんそうではない。条約の改正プロセスは、国際政治の最もコアな部分が否応もなく露出していく過程でもある。そこでは、国際的な秩序と関係各国の国益とが激しく衝突し

*福岡大学経済学部

合う。さらに、国内の状況は複雑怪奇極まりない。改正推進派と反対派が、合従連衡を繰り返しながら長い間揉み合うことになるのである。

ケインズのヴェルサイユ条約改正を巡る情勢分析は極めて示唆に富んでいる。それを分析フレームワークにして明治日本の条約改正過程を見ることで、これまで不分明だった政治力学が明瞭になることを筆者は発見した。ただ、それは歴史の単なる確定のための研究ではもちろんない。本稿の真の目的は、現代の国際社会の混迷状況を解析し、そのなかでの日本の立ち位置と果たすべき役割を明らかにしていくことにこそある。

1. ケインズの見た条約改正

ケインズは敗戦国ドイツに返済不可能な多額の賠償金を課したヴェルサイユ条約によって、早晩ヨーロッパ諸国の経済に壊滅的な打撃がもたらされることを前著において予言していた。それは浅薄な感情論がもたらした過ちであり、ヨーロッパが英知に立ち返るときが訪れることをケインズは待ち望んだのである。

私は、この恐るべき政治家的手法に対して、一つのもっともらしい弁明をあたえてみることもできる。賢明でなく、一部実行不可能であり、さらにはヨーロッパの生命を危うくする平和条約に対して、ロイド・ジョージ氏は責任を負った¹。

ロイド・ジョージはヴェルサイユ条約を結んだ当時のイギリスの首相である。ケインズは愚かな条約の責任は彼にあるとし、そうした彼の姿勢が実は

¹ 千田 (1997)、1 ページ。

政治家一般のものであることを記す。ロイド・ジョージはこう弁明するだろうとケインズは言うのだ。

この世界においては大衆の情熱と無知とが一役を演じているのであって、民主主義の先頭に立ちたいと熱望している自分はこのことを考慮に入れないわけにはいかない。ヴェルサイユの平和は、民衆の要求と主演役者たちの性格とが結合して成った最善の瞬間的な解決策であった²。

ケインズは世論が実に移ろいやすく、事態の一部分しか考慮に入れない危ういものだと思っているが、それは事実であろう。政治家はそうした世論を過度に考慮に入れることで、多くの場合、過ちを犯すのだ。

ケインズは前著における自身のヴェルサイユ条約批判を、専門的な外交筋は完全に受け入れていたと言う。しかし、政治家もマスコミをそのことを大衆に向けて発信しなかった。これは大衆の説得を最初から諦める態度であり、そのことが事態を悪化させているのである。

なぜなら、今日においては二種類の意見が存在するからである。それは、昔のように正しい意見と間違った意見というのではなく、外部の意見と内部の意見、すなわち政治家や新聞が声に出している世論と、政治家やジャーナリズムや役人が階段上や階段裏や階段下の限られた範囲の中で表明する意見とである³。

戦時においては、マスコミや政治家は外部の意見によって大衆を扇動して愛国心を高揚させる一方、内部の意見においては冷静に停戦交渉を進めよう

² 同上、1 - 2 ページ。

³ 同上、3 ページ。

とするのである。ケインズによれば、外部の意見を無視するのももちろん良くないが、それに注意を払いすぎるのもまた良くない。

限られた範囲の中で生活し、内部の意見に参加している人々は、外部の意見に対してあまりに多くの注意を払い、またあまりに少ない注意しか払わない。あまりに多くというのは、彼らが何事につけ言葉と約束において外部の意見に簡単に譲歩し、これに明白に反対してもまったく無駄であると考えているからである。あまりに少なくというのは、彼らが、これらの言葉と約束は時がくれば必ず変化する運命にあるから、それらの逐語的な意味や正確な諸結果を分析することは学術的であり、退屈であり、かつ不適切である、と信じているからである⁴。

このような外部の意見が、条約改正という国民の注目を集め、愛国心を燃えさせる事態においては、改正プロセスを決定的に左右するのであることを、私たちは明治日本のそれにおいて見るであろう。

条約改正がなぜ困難かと言えば、それが一国内に止まらず、多数の国の利害に関わってくることであり、したがって、国際社会の複雑な状況を全て反映してしまうからである。

単純な事件の場合には、困難は生じない。国際連盟が招集されるのは、相対立しかつ較量しえない主張が衝突しあう場合である。良い決定というものは、公平で、利害関係をもたず、事情に精通していて、権威がある人がすべてのことを考慮に入れて下した場合にのみ、得られるものである⁵。

⁴ 同上、4 ページ。

⁵ 同上、9 ページ。

全てのことを考慮に入れる。このことこそ、国際関係では重要である。先に見たケインズの言葉では、内部の意見が引用文の冷静で賢明で行き届いた判断に当たる。しかし、純粹に論理的な判断が成り立ちうるのは、複数の国の利害が対立しない国内政治においてのみであろう。国際社会で国連は単なる合議体であり、決定力のある政府ではないから、どうしても具体的な国益を離れた公正で賢明な判断を下すことは不可能になる。

国際道徳が未熟な順法主義と解されるとき、それは世界にとってきわめて危険なものとなろう。もしわれわれが、すべてのことを考慮に入れないならば誤った判断を下すことになるということは、個人的な事件についてと同様、少なくともこの大規模な交渉についても真実である。また反対に、宣伝活動が激情、情緒、利己心、および道徳的馬鹿らしさを醸成することにより、大衆の気持ちをわきたたせているときに役立つような原理に訴えることも、浅薄なことである⁶。

ケインズを読み慣れていない人がこの文章を正確に理解することは難しいであろう。それは、当時のイギリス人であってもそうであっただろう。ケインズは若いころ、自身を反道徳主義者と呼んだ。それは、世間一般の道徳に考えなしに従い、自身による理性的な判断で行動しない人々を道徳主義者として批判する意味においてであった。

ここでケインズが順法主義と呼んでいるのは、それが当たり前だから、決まったことだからとして自分が従うとともに相手にも従うことを強制する態度のことである。だが、国際社会は各国の国益がぶつかり合い、何が善であるか何が悪であるかについて全くの相対主義が成り立つ空間である。そこで

⁶ 同上、108 ページ。

ナイーブに自分だけが正しいと正義の味方すること、戦争を引き起こしかねない危険な行動なのである。

一つの正しさ、一つの規則に従いましょうと言うのが国際社会では危険であるのと同じくらい、アジテーションの原理に訴え、国民を愛国心に駆り立てることももちろん馬鹿げた危険行為である。それがどんなに困難なことであつたとしても、戦争にならないように国際政治を進めるには、全ての国の利害を考慮した冷静な合意と決断こそ追求されなければならない。

ケインズは言うまでもなく、先ず経済学者である。彼は、ヴェルサイユ条約という第1次世界大戦後の国際政治の産物が、世界経済のバランスのとれた秩序を破壊してしまうことを最も恐れていた。

国際貿易の均衡は、世界の種々の国々の農業と工業との間の複雑な釣合の上に成り立っており、また、労働と資本との使用における各国による専門化の上に成り立っている。もし一国が、この均衡が許容しないほど巨額の財貨を、代金の支払いを受けることなしに他の国へと移転することを要求されるならば、この釣合いは破壊される⁷。

国際政治の従来常識では、戦勝国のイギリスが敗戦国のドイツから多額の賠償金をぶんどるのは当たり前のことであつた。また、イギリスの大衆はそれによってイギリスは利益を受けることこそあれ、損害など被るわけがないと思つていただろう。しかし、ケインズは予言した。世界経済のバランスが崩れるとき、それは世界の全ての国に経済的擾乱を引き起こし、それによってイギリス経済は受け取った賠償金の何倍もの損害を受けるのだと。

⁷ 同上、132 ページ。

もし攪乱の原因が一時的なものであるならば、組織に加えられた損害は、代価なしに財貨を受け取る場合の利益を上回るかもしれない。さらに、損害は特定の産業に雇用されている労働と資本とに集中するであろうから、それは、社会全体に加えられた損害を上回る騒乱を引き起こすであろう⁸。

2. 大隈重信の外相就任後の状勢

鹿鳴館外交の失敗によって外相の地位を追われた井上馨に代わって、大隈重信が外相に就任したのは1888年2月のことであった。井上の更迭から大隈の就任までの期間は、伊藤博文首相が外相を兼任している⁹。

明治政府は岩倉使節団の当初から、一貫して関税自主権の回復を条約改正の優先課題としてきた。それは、ケインズが描いたような国際貿易秩序に極東の地から参画しようと努力する日本経済からの要請のためだったかもしれない。

大隈は条約改正交渉の新戦略を打ち出す。それは、最恵国待遇の條款の解釈を変えるとともに列強と個別交渉することで欧米諸国の団結を切り崩し、新条約を順次締結していこうという戦略であった。大隈が用意した改正案には、大審院への外国人裁判官の任用という、後に反対派の攻撃対象となる内容があったものの、ビスマルクのドイツと調印にこぎつけるなど大きな成果をあげた¹⁰。

だが、大隈の条約改正は結局実を結ばずに終わることになる。その最大の原因となったのは、当時法制局長官であった井上毅による、政府内部からの

⁸ 同上、133ページ。

⁹ 大石（2004）、46ページ。

¹⁰ 同上、48ページ。

情報リークと反対勢力の扇動であった¹¹。

井上は6月ごろから改正条約案附属の外務大臣公文にある外国人裁判官任用の項目に注目し始める。そして、山田顕義司法大臣に帰化法案を閣議提出させた。だが、既に新条約はアメリカ、ドイツとの間で調印されているので、それだけでは大隈を攻撃することはできない。そこで、井上は、公文の外国人裁判官とは帰化した者のことであるという第2の公文を出させようとしたのである¹²。

なぜ、そうすることで条約改正にダメージを与えることができるかと言うと、同年2月に発布されたばかりの大日本帝国憲法と抵触すると主張できるからである。大日本帝国憲法に外国人の官職任用を禁止する明文規定はない。しかし、当時の一般的な憲法解釈は次のようなものであった。

公権とは参政権と任官される権利だが、これは日本国民にだけ許されている。公権を自国民にのみ許して外国人に許さないのはどこの国でもそうになっているから、日本でも当然そうである。また、日本国民になるのは出生による方法と帰化などの法律の効力による方法がある。つまり、帰化すれば別だが、外国人のまま裁判官に任官されることは許されないのである¹³。

つまり、井上によれば、帰化していない外国人を裁判官に任命することは大日本帝国憲法に違反するのであり、そのような新条約を立憲国家である日本が結ぶことは本来できないはずだというのである。しかし、井上の主張を日本政府がそのまま受け取ったとしても、アメリカ、イギリスとは既に条約が結ばれていて、相手国がいる以上、帰化法を制定したとしても国内的な法律で条約を破棄するわけにはいかない。だから、新たに条約を結ぶ国には帰化法について触れた第2の公文を付けようではないかと井上は言ったわけ

¹¹ 同上、49ページ。

¹² 穎原 (2006)、52ページ。

¹³ 同上、53ページ。

だ。しかし、そのことが閣議決定された後に新条約を結んだロシアに対しても、第2の公文は示されなかった。このため、井上は黒田清隆総理大臣に意見書を書き、これら3カ国との条約批准を拒否するように迫ったのであった¹⁴。

3. なぜ大隈重信の条約改正は頓挫したか？

井上毅の攻撃を受けて、自らの条約改正交渉の成果を守ろうとする大隈重信は帰化法の制定を阻止しようとする。しかし、それとときを同じくして、ジャーナリズムが帰化法の制定が必要となっていることは、新条約が憲法と矛盾していることを証明するものだと一斉に大隈攻撃の論陣を張り始めた。それに刺激されて国権論の団体が東京に結集して改正反対運動を開始するようになる¹⁵。

そうした団体の一つ、玄洋社の元社員・来島恒喜は10月18日に外務省門前において爆弾で大隈重信を襲撃し、大隈は片足を失う重傷を負った。こうして大隈の条約改正は終焉を迎える¹⁶。

1889年末に大隈重信、伊藤博文、井上馨が共に政府中枢を去ると条約改正の運動はいったん沈静化していった。第1次山縣有朋内閣の外相・青木周蔵はイギリス政府から好意的な提案を受けながらこれを利用して条約改正を進めることができなかつたし、第1次松方正義内閣に至っては、松方の首相就任の条件自体が条約改正を凍結するということであつた¹⁷。

そんななか、内閣が軍備増強を推し進めようとする帝国議会では、下野し

¹⁴ 同上、61 ページ。

¹⁵ 大石（2004）、50 ページ。

¹⁶ 五百旗頭（2010）、325 ページ。

¹⁷ 大石（2004）、51 ページ。

大隈らが率いる民党側が軍備増強の見返りとして財源確保のための歳出削減や民力休養を主張して対立していた。したがって、国家的課題として、地租を補う収入減として関税が必要であり、税率の自主的な引き上げが可能になる条約改正がクローズアップされつつあった¹⁸。

藩閥をバックボーンとする松方内閣にとってなぜ条約改正が邪魔であったのか。それは、客観的な情勢が関税自主権の確保を要求しているのであれば、それは取りも直さず民党側に追い風が吹いていることになるからであった。議会政治の実を守ることでイギリスを筆頭とする西洋諸国が日本を立憲国家として認めることになれば、それが条約改正の地ならしになるはずである。だが、松方内閣は死者 25 名、負傷者 388 名に及ぶ選挙干渉を行い、暴力的に議会を支配下に置いた。とてもでないが、条約改正どころの騒ぎではない。選挙干渉に協力したのが、来島恒喜を犠牲にすることでその方面で権威を確立した玄洋社の頭山満であり、井上毅と深い絆で結ばれた熊本国権党の佐々友房だった。このことから考えると、日本の条約改正への反対運動は、国益の追求のためであったというよりも国内の政治的ヘゲモニーの独占を目的にしていたと解釈するのが適切かもしれない。

ケインズが述べた外部の意見、内部の意見という言葉を使うならば、大隈重信は外部の意見を軽視し過ぎることによって失敗したし、井上毅は外部の意見を重視し過ぎることによって、立憲主義の確立という崇高な理念に殉ずることが叶わなかったと言えるのではないか。

大隈による条約改正に対する批判が高まったとき、改進黨系の新聞は大隈擁護の論陣を張った。大隈も外部の意見を利用していたのである。論陣は、条文原理主義と実利主義に立脚する立場を取った。条文原理主義は、憲法の本文に外国人裁判官任用を禁止する文章がない以上、任用が可能と考えるべ

¹⁸ 同上。

きだとするものである。また、実利主義は、不平等条約では領事裁判権が問題なのであり、外国人裁判官の任用によって外国人犯罪を日本の裁判制度で裁けるのであれば、実質的に治外法権を撤廃したことになるのだからいいのではないか、とする考えである¹⁹。だが、こうした外部の意見は、明らかに大衆的熱狂を引き起こすものとはならないだろう。そういう意味で、大隈は外部の意見を軽視していたとも言える。

井上毅は元来条約改正に反対する方便として帰化法を持ち出したのではなく、純粋に外国と新条約を結ぶために大日本帝国憲法の解釈が歪められてはならないと考えたから条約改正に反対したのである²⁰。だから、かれは新条約を屈辱的と考える国権論者の狂信的な反対論に本来与するものではなかったし、であれば、関りを持つべきではなかった。だが、井上が外部の意見として持ち出した、公権として日本国民にのみ認められた権利を外国人に許すのか、という論の立て方は、大衆の条約改正への猛反発を引き出すのに十分なものであった。井上は願わくはそれに自覚的であるべきであったと思う。それができなかった点で井上は、ケインズが言う浅薄な選択をしたと言われても仕方がないと思う。

おわりに

1892年に成立した第2次伊藤博文内閣の外務大臣・陸奥宗光は、自ら積極的に対清開戦論を展開していった。イギリスを皮切りに治外法権の撤廃を各国との間で成し遂げることになる陸奥が、なぜこのような好戦的な姿勢を取ったのであろうか。

一つの理由に、欧米諸国との新条約の発効以降にも、日清修好条規が残存

¹⁹ 穎原（2006）、72 ページ。

²⁰ 同上、75 ページ。

してしまう危険性が当時政府内で重視されていて、開戦によってこの条約を廃棄してしまうことを陸奥が目論んだということがあるだろう²¹。だから、陸奥はテクニカルな外交戦術として戦争をも利用した、徹底してケインズが言う内部の意見の人だったということである。

だが、同時に陸奥は巧みに外部の意見を使う人でもあった可能性が高い。テロリズムまで駆使して大隈の条約改正に協力に反対した国権論の諸集団は、アジア進出を積極的に主張する思想グループでもあった。征韓論を唱えた西郷隆盛の精神的後継者をもって自認する彼らに対して、陸奥が懐柔策として対清開戦のカードを切って見せたことは十分に考えられるのである。

私たちはケインズの条約改正の記述を基に、明治日本の条約改正の状況を見てきた。つくづく思うのは、明治の政治家たちが外交にいかに巧みであり、内部の意見と外部の意見を使い分けながら欧米と対等に渡り合っていたかということである。

それに引き換え、従来から言われてきたように昭和以降の日本外交は急激に劣化したと言わざるをえない。それが日本を無謀な戦争に導くことになったのだ。戦後も安全保障条約の傘の下で独自外交を放棄し続けて現在に至っているのが私たちの日本である。

日本の政治家やマスコミのなかで、フランスのマクロン大統領が対中国外交姿勢でアメリカのバイデン政権と異なるスタンスを取ろうとしていることの意味を正確に理解できている者がいるであろうか。ロシアのウクライナ侵攻が1年を超えて続くなか、アメリカとヨーロッパの間にはかなり明確な亀裂が走り始めている。日本政府や与野党の政治家は、そのなかで日本が進むべき方向が果して見えているだろうか。いずれの疑問にも私は否定的に答えざるをえない。

²¹ 大石 (2004)、53 ページ。

【参考文献】

Keynes, J. M., *A Revision of the Treaty; being a sequel to the Economic Consequence of the Peace*, Macmillan & Co., London, UK. (千田純一訳『条約の改正』ケインズ全集第3巻、東洋経済新報社、1977年。)

五百旗頭薫『条約改正史 法権回復への展望とナショナリズム』有斐閣、2010年。
穎原善徳「大隈条約改正反対論における憲法典至上主義」『立命館大学人文科学研究所紀要』第107巻、49-86ページ、2006年。

大石一男「条約改正をめぐる対抗と交錯 — 一八八七～九四 —」『国際政治』第139号、44-59ページ、2004年。

投資の内と外：ケインズと石橋湛山

山 崎 好 裕*

はじめに

本稿では、海外投資と自由貿易を巡る、イギリスの経済学者ジョン・メイナード・ケインズと日本のジャーナリスト石橋湛山の思想や政策論の比較を行う。筆者は昭和に入って以降日本の外交が急激に劣化した背景として、大日本主義の隆盛の前に湛山らの小日本主義が敗北していったことがあるのではないかと考えている。小日本主義では、自由貿易体制のなかで日本の国益を守っていくために巧みな外交手腕が必要とされる。しかし、大日本主義では一国的な対外膨張だけが是とされるため、外交によらない武力的な解決策が指向されることになるからである。

湛山は言うまでもなくケインズの紹介者でもあったわけだが、逆に、湛山の思想との比較を通して、ケインズが戦間期に見せた対外経済政策の転換の本当の意味が明らかになる面もあると予測している。つまり、この比較はケインズ政策思想の本質を解明するにも役立つのではないかと考えられるのだ。

第1次世界大戦後、ホブスンらの経済学者が自由党から労働党へと移籍するなかで、ケインズがニュー・リベラリズムの立場から自由党左派の経済政

*福岡大学経済学部

策上のブレーンになる。戦後のイギリスはインフレを伴う好景気になったものの、1921年以降は一転してデフレ不況に陥った。ケインズは財務省とイングランド銀行を厳しく批判するとともに、1924年8月に発表した論説を皮切りに対外投資批判を開始したのだった¹。

自由党が閣外協力することで成立した労働党内閣は短命に終わり、その後の総選挙で成立した保守党のボールドウィン内閣は1929年6月までの長期政権を維持した。保守党内閣はケインズら経済学者の反対を押し切り、戦前の平価での金本位制復帰を強行することになる。金本位制化で公共事業を拡大することは輸入増加を通じて国際収支を悪化させる。これを防ごうとすれば、保護関税を課さざるをえない。だが、ケインズは少なくとも1929年までは完全な自由貿易を主張し続けた²。

そんななか、1926年にアスキスに代わって自由党党首となったロイド・ジョージは、1929年5月の総選挙に向けて、国債発行を通じた大規模な公共事業による失業対策を表明した。こうした自由党の方針をケインズは支持する。ケインズは、自由貿易と軍備縮小によって国際平和を維持することに重点を置いた主張を繰り返していたのである³。

石橋湛山はケインズより1歳年下の同時代人である。1921年から1922年にかけて開催されたワシントン会議では、第1次世界大戦後の太平洋・極東地域における国際秩序について議論されることになっていた。湛山はこれに先立ち、一連の論考を発表する。湛山は、東アジアでの権益を放棄して軍事費を最小限に抑えることで、日本は自由貿易のメリットを最大限に享受できると主張した。このように軽武装の通商国家として経済的繁栄の道を探るという主張を小日本主義と呼ぶ⁴。

¹ 松永（2020）、35ページ。

² 同上、37ページ。

³ 同上、39ページ。

これに合わせて湛山は太平洋問題研究会というグループを立ち上げて、より実践的に国際平和を訴える活動をしていく。彼らは、国際紛争に繋がる他国侵略欲求の除去、保護主義の排除と自由貿易の普及、民族自決主義と軍備撤廃運動などを主張した⁵。

だが、現実には小日本主義の路線は日本政府の取る所とはならず、無謀な戦争を経て終戦を迎えるのである。戦後、日本はほぼ湛山が主張したような路線を取ることになり、高度経済成長を経て経済大国化の道を歩むことになった。

今また、コロナ禍以降の不安定な世界経済状況のなかで自由貿易の正当性を揺るがすような事態が多く起きている。日本でも防衛力増強が当然のように政府によって進められるなど、1920年代を髣髴とさせる局面が少なくない。同時代人としてユーラシア大陸の東西の端で自由主義と国際平和の旗印を掲げたケインズと湛山の思想と政策を、現代の我々が思い起こす意味は大きいのではないだろうか。

1. ケインズにおける景気対策と国際収支

ケインズは1924年8月9日発行のネイション・アンド・アシニウム誌に「対外投資と国民の利益」と題した論説を発表した。このなかでケインズは対外投資の有効性を否定するものではないと断ったうえで、その適正なバランスを図ることに注意を促している。

二つの投資対象があったとし、一つは国内証券、いま一つは外国証券で、同じくらいの支払拒絶、接収または利益を制限する立法が生じうる可能

⁴ 鎮目（2018）、3ページ。

⁵ 同上、4ページ。

性を伴っていたとしましょう。どちらをえらぶかは、個々人の投資家にとっては同じことです。しかし、国全体としては、一方の場合には投資対象と投資の果実が国内にとどまります。他方のケースでは両方とも失われます。ポプラー〔ロンドンの東部の労働者居住地区〕の住宅ローンが支払不能になったとしても、国としては住宅を持っています。カナダのグラント・トランク鉄道が法律によって料金を制限されたとか、その他の理由で株主の期待にそむいたとしたら、われわれはなにも持っていないことになります。ロンドンの地下鉄が株主の期待にそむいていたとしても、ロンドン人はそれでも地下鉄網を持っています⁶。

ケインズはここで、国内投資と国外投資が投資をする国民にとってもたらす効果の違いを、一般の人にわかりやすく身近な例えを使って述べている。利益を考える投資家や企業にとって国の内外を問わず儲けられる対象に投資をするのは当然の理であろう。しかし、国内投資は国民の雇用を生んだり、実際に国民が利用可能な実物資産を増やしたりするのに対して、国外投資ではそうした投資の実際の効用は外国の政府や外国人たちのものになってしまう。

ケインズは次に、国外投資のもう一つの効用である、国内製品の輸出を増やす効果を検討する。

この種の投資がわが国の輸出を刺激するということが、この種の投資を正当化するための主要なそして十分な理由であるといわれるのがしばしばです。これはたしかにそうです。しかし、私は輸出が、所望の輸入に対する支払いのために必要とされるのでないかぎり、輸出それ自体に特

⁶ 西村（1998）、323-324 ページ。

に価値があるとは思いません。国の中から財をはき出すのが重要なことであるという考えは、分別のある考えではありません。対外投資は輸出を増大させることによって雇用を刺激します。たしかにそうです。とはいえ、それによる雇用の刺激は、国内における同額の投資による雇用の刺激よりもほんの少しでも大きいということはありません⁷。

ケインズは経済学の知見として全く正しいことを言っている。国外投資は同額の輸出増をもたらさざるをえないということである。1年間の国民所得は1年間に国内で生産された財貨の総額に等しい。そのうち、我々国民が大半を消費する。国民所得から消費を引いたものを国民貯蓄と呼べば、この段階で国民貯蓄と同額の財貨が、未だ販売されずに残っていることになる。このうち、国内投資分は企業が購入することで販売される。だが、国外投資分は販売されずにまだ残ってしまう。それでも国民所得として販売が実現しているのであるから、誰かが購入していなければならない。購入者は国内にはいないから外国が購入している。こうして、国外投資分が必ず輸出されるという理屈になる。

ケインズが言っているのは、輸出増を目的に国外投資をする、という類の議論は本末転倒であるということだ。国民が購入しない財が輸出されているだけの話なのだから、その分の生産を国民が必要とする財に振り向けた方が国民としては幸せなのではないだろうか。輸出財の生産に充てられている労働を国内で受容される財に振り替えたところで雇用は減少しない。だが、国外投資されて相手国の雇用を増やすだけになっている所得を国内投資に振り替えれば、確実に国内の雇用が増加するのである。

⁷ 同上、324 ページ。

昨年、わが国は投資市場を経由したものの約三分の二を海外に投資し、それはたぶんわが国の総貯蓄の二分の一から三分の一の間に相当します。私の信ずるところでは、これの大部分は国内で投資することが有用であり、わが国の設備が人口および理論的な生活水準と歩調を合わせて成長することができるためには、将来はそのように利用されなくてはならないのです⁸。

本稿第3章で私たちは現代日本の国外投資の水準を見るが、ここでケインズが示す国民貯蓄の3割から半分という国外投資の大きさはかなりのものである。実際、1920年代のイギリスはそうであっただろうし、それが国内産業の衰退と国内雇用の減少を招いた原因であったことは想像に難くない。

2. 石橋湛山の小日本主義と軍備縮小

石橋湛山は大正10(1921)年の7月30日、8月6日、8月13日の3回に分けて『東洋経済新報』の社説に「大日本主義の幻想」と題する論説を連載した。湛山は大日本主義者が朝鮮、台湾、樺太、満州を抑えておく必要があるとする論点を、経済的・軍事的の両面から打ち消していく。

三地を合せて、昨年、我が国はわずかに九億余円の商売をしたに過ぎない。同年、米国に対しては輸出入合計十四億三千八百万円、インドに対しては五億八千七百万円、また英国に対してさえ三億三千万円の商売をした。朝鮮・台湾・関東州のいずれの一地をとって見ても、我がこれに対する商売は、英国に対する商売にさえ及ばぬのである⁹。

⁸ 同上、345ページ。

⁹ 石橋(1984)、102-103ページ。

植民地は通商の相手ではなく天然資源の供給地である、という予想される反論にも、湛山は攻撃を加える。

我が工業上、最も重要な原料は棉花であるが、それは専らインドと、米国とから来る。また我が食物において、最も重要なものは米であるが、それは専ら仏領インド、シャム等から来る。その他石炭にせよ、石油にせよ、鉄にせよ、羊毛にせよ、重要というほどの物で、朝鮮・台湾・関東州に、その供給を専ら仰ぎ得るものは一もない¹⁰。

植民地が軍事的な戦略用地として必要であるという議論も、湛山は論理的ではないとした。湛山によれば、国防上植民地が必要なのではなく、植民地を維持するために国防費を必要としているのである。つまり、政治家は原因と結果を逆に考えてしまっている。

論者は、これらの土地を我が領土とし、もしくは我が勢力範囲として置くことが、国防上必要だというのが、実はこれらの土地をかくして置き、もしくはかくせんとすればこそ、国防の必要が起るのである。それらは軍備を必要とする原因であって、軍備の必要から起った結果ではない¹¹。

湛山は、植民地に多額の投資をして経済開発をするくらいなら国内に投資をして国民を雇用した方がよほど良いと言う。それはまるでケインズの論説を先取りするかのようである。

¹⁰ 同上、103 ページ。

¹¹ 同上、107 ページ。

人口稀少にして、先方に利用すべき労力がない場合は別であるが、しからざる限り、労働者は先方の者を使い、資本と技術と企業能力とだけを持って行く。その上に労働者も持って行くなら、持って行っても、勿論差し支えないが、それは必ず持って行かねばならぬものでもない¹²。

こうして湛山は論理的に考えて、いかなる面から見ても大日本主義は合理的な選択ではないと結論付ける。日本を守り、日本の国益を守っていくには、道徳の力によるしかなかろうというのが湛山の見立てである。

朝鮮・台湾・樺太・満州という如き、わずかばかりの土地を棄つことにより広大な支那の全土を我が友とし、進んで東洋の全体、否、世界の弱小国全体を我が道徳的支持者とすることは、いかばかりの利益であるか計り知れない¹³。

3. 現代日本の国内投資と国外投資

国内で無から1年間に生み出される付加価値の総額である国内総生産は、生産面、分配面、支出面の三つの顔を持っている。それは国内で生み出された最終製品の総額でもあり、同額の所得として分配された後に支出されて、やはり同額である製品を全て購入することになる。

日本の場合、国内総生産の過半が消費というかたちで処分される。その残りが貯蓄といわれる金額である。その限りで、貯蓄額と同じだけの最終製品が未だ消費されずに残されている。

企業や政府が耐久性のある建築物や設備、機械を購入することを投資と呼

¹² 同上、110 ページ。

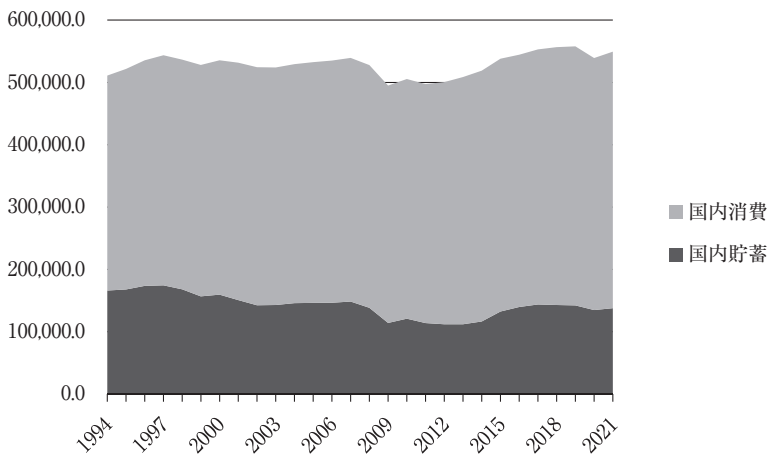
¹³ 同上、121 ページ。

んでいる。国内で行われる投資を国内投資と呼んでおこう。しかし、貯蓄の一部は国外で建物や設備を新造する直接投資や、国外の株式や債券を買う証券投資に回されることもある。この場合、国内では支出されないので、国外投資分の国産最終製品が未だ売れずに残っている。

実際には今説明したような時間的順番があるわけではなく、国内総生産の生産面、分配面、支出面の循環は年間を通じて都度相互的に繰り返されているから、金額的な不整合が発生することは原理的にありえない。以上のことから、国内投資まで含めて国内的に販売されなかった製品は、必ず海外に売り捌かれているはずなのである。このため、第1章で見たように、国外投資額は金額的に必ず貿易黒字、つまり、その年の輸出額マイナス輸入額に等しくなるという関係が成り立つ。

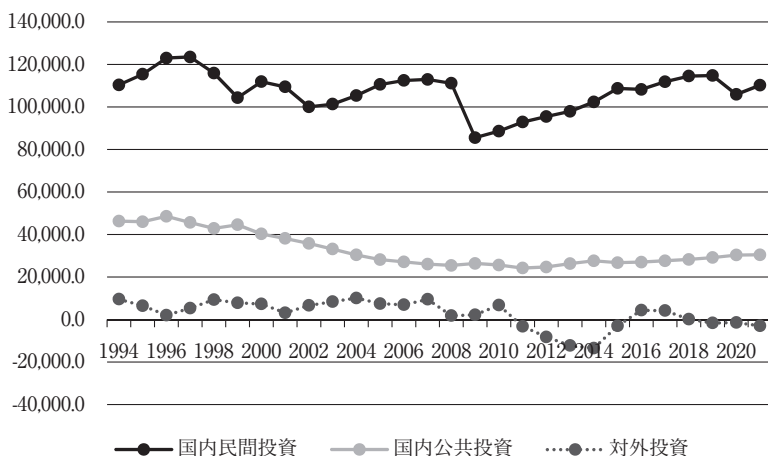
図1に1994年から2021年までの国内消費と国内貯蓄の積上げ面グラフを示した。いちばん上のラインが日本のGDPの推移である。リーマンショック

図1 国内貯蓄と国内消費（10億円）



出所) 内閣府ホームページ GDP 統計 2023 年確報より筆者作成。

図2 国内貯蓄の投資先 (10 億円)



出所) 内閣府ホームページ GDP 統計 2023 年確報より筆者作成。

ク後に大きな落ち込みが、コロナ禍初年に小さな落ち込みが見られる。国内貯蓄を下にして積み上げているので、間のラインで国内貯蓄の推移を見ることができる。それによれば、リーマンショック後の落ち込みから金額的に回復しているものの、期間全体で現在まで傾向的に減少していることが見て取れる。

図2は、その国内貯蓄がどのような投資先に向かったかを折れ線グラフでしめたものである。金額的にいちばん多いのは国内民間投資であり、リーマンショック後に急降下した後、コロナ禍前年まで直線的に回復してきた。しかし、1990年代半ばの水準までは未だに回復していない。

国内公共投資は、政府の財政再建路線を反映して2010年くらいまでは緩やかに減少している。しかし、その後、東日本震災からの復興投資やその他の国土強靱化投資を反映して緩やかなU字を描いている。

対外投資であるが、2010年ほどまでは毎年一定額程度なされていた。しか

し、その後マイナスとなり、一時プラスになったものの近年も若干のマイナスで推移している。対外投資がマイナスの意味であるが、日本から国外に投資される金額に比べ、国外から日本が受け入れる投資額の方が大きかったという意味である。

だが、筆者は以上の金額が日本の国外投資の実態を表わしているとは思わない。取り上げた期間を通じて、国内総生産を国民総所得が常に上回っていた。この差額は日本企業や日本人投資家が海外であげた収益に相当する。筆者の見当では、国外貯蓄と呼ぶべきこれらの金額は、国内に還流することなく全額現地で再投資されたり、証券投資の含み益のかたちで残留したりしていると考えられる。

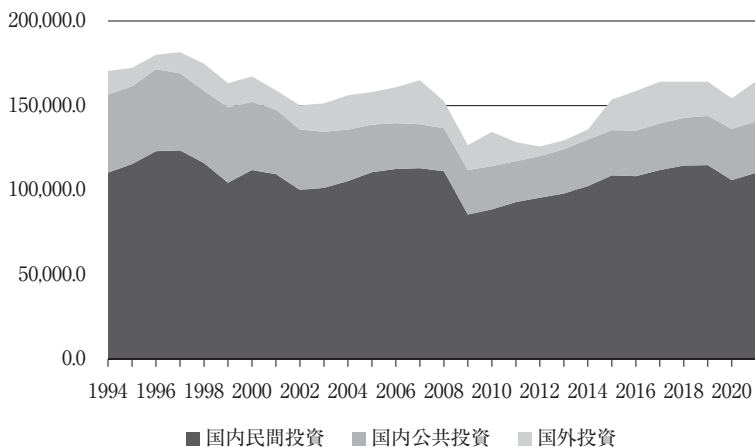
ここで用語を定義しておこう。まず、国内総生産からの国内貯蓄と上記の国外貯蓄を併せて、日本人の国民貯蓄と呼ぶことにする。そして、国外投資を、国内総生産からの対外投資と海外での収益の再投資の合計と定義することにしよう。

図3は、国民貯蓄がどのような投資先に向かっているかを積上げ面グラフで表したものである。いちばん上のラインが、国内貯蓄に海外での収益を加えた国民貯蓄の推移を表わしている。これまでの図との重要な違いは、いちばん上に積み上げられた国外投資の重みが大幅に増していることである。

図4は、図3で表した国民貯蓄の投資先別の金額を割合の積上げ棒グラフで年別に表現している。折れ線グラフは第2軸で測った国民貯蓄の実額である。これは図3のいちばん上のラインと同じものである。

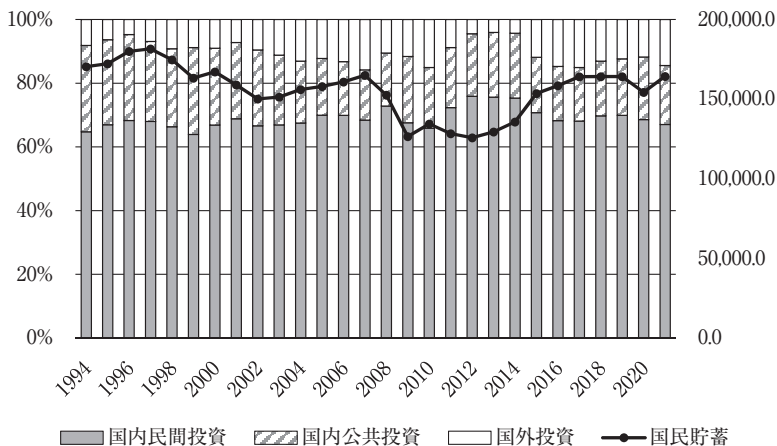
国内民間投資の割合が上がって下がる動きを見せて現在6割程度であるのと対照的に、国内公共投資は縮小傾向を見せながら2割程度の水準を保っている。問題は国外投資である。著しく割合を縮めた時期があったものの、近年では15%ほどをキープする安定的な投資先になっていると言えるであろう。

図3 国民貯蓄の投資先 (10 億円)



出所) 内閣府ホームページ GDP 統計 2023 年確報より筆者作成。

図4 国民貯蓄の投資先別の割合 (10 億円)



出所) 内閣府ホームページ GDP 統計 2023 年確報より筆者作成。

これはケインズが指摘した、1920年代イギリスの30%以上から見ればその半分程度にすぎない。しかし、国内総生産と国民総所得の乖離が年々拡大する傾向を鑑みれば、この割合が増していく可能性は大いにある。

筆者は、日本の経済成長率の低迷や賃金率の停滞の原因が必要な規模の国内民間投資が行われていないことにあると見ている。その一方で国外投資が急激にそのプレゼンスを増している。ケインズがかつてイギリスについて心配していたことが、100年後の日本で起こっているのではないだろうか。

おわりに

ケインズが書いていたことを思い出してほしい。投資家的観点からは国内投資も国外投資も変わりはなく、投資が収益性の高いところに向かうのは必然である。だが、国民的観点から見ると両者は全く違う。国内投資は国民に有益な施設や働き場所を残すのに対して、国外投資は国民に関係のないところに消えていってしまう。

ケインズも筆者も投資規制をせよと言っているわけではない。だが、日本政府が政策手段を駆使して、有益な国内投資に国民貯蓄を導くことは可能であろう。少子高齢社会に対応したインフラは十分に整備されているであろうか。また、今後日本で市場の拡大が期待される介護医療業界に高い生産性と収益性をもたらすように、税制や補助金を使って育成することは行われているだろうか。現在、介護医療業界はガチガチの規制産業である。規制緩和が新規投資と技術革新をもたらす可能性はまだかなりあるように筆者には思われる。

逆に規制強化が、新しい国内市場と投資案件をもたらす分野もある。SDGsに対応する環境投資である。こうした分野へのグリーン投資が収益性を持つようになるには、環境規制などの社会的規制の強化が必要であろう。

既存の産業界からの反発は大きいかもしれないが、ニュービジネスを日本で生み出せる可能性は高いと思われる。

最後に、保護主義の経済学者と誤解されることの多いケインズが、自由貿易の擁護者であったことを確認しておきたい。

輸入を切りつめることによって、われわれは仕事の総量をふやすことができるかもしれない。しかし、われわれは賃金の総額をへらすことになるはずである。保護貿易論者は、彼らが仕事を作り出したということだけではなく、国民所得をふやしたということを証明しなくてはならない。輸入は受取りであり、輸出は支払である。受取りを減らすことによって国全体の暮らしがよくなるということをどのようにして期待しうのだろうか。関税のやることができることで、地震のほうがよりうまくやれないことがなにかあるだろうか¹⁴。

植民地を増やしたからといって掛かりが増えるだけで、国民が豊かになることに繋がらない。国民の生命・財産を守るのに軍備増強が最も効果的とは限らない。石橋湛山は何となくそう見えるような見た目を疑うべきだと言っているのだと思う。我々も経済学的に思考し、ケインズや湛山のようにトータルで何が得かを国民のために考えるべきである。

【参考文献】

石橋湛山（丸尾尊充編）『石橋湛山評論集』岩波文庫、1984年。
鎮目雅人「石橋湛山の経済思想の先見性—『東洋経済新報』時代の論考を中心に—」早稲田大学現代政治経済研究所ワーキングペーパー No.11703、2018年。
松永友有「ジョン・メイナード・ケインズの国際経済思想：経済ナショナリズムと自由貿易主義国際平和論との相克」『経済学史研究』第62巻第1号、25-60ページ、2020年。

¹⁴ 西村前掲訳、167ページ。

Johnson, E. & D. Moggridge (eds.), *Activities 1922-1929: The Return to the Gold and Industrial Policy Part I, the Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol. 19, Royal Economic Society, 1978. (西村閑也訳『ケインズ全集第19巻 金本位制復帰と産業政策 — 一九二二—二九年の諸活動 —』東洋経済新報社、1998年。

イギリスと日本の金解禁論争： 現代の為替レートと物価を考える視点として

山 崎 好 裕*

はじめに

日銀は黒田前総裁から植田新総裁に交代した後も、デフレーション脱却を目指した量的緩和策を続けている。量的緩和策は英語にも直訳されるくらい欧米諸国にも普及したわけだが、その最初は日銀が行ったことにあると言われている。しかし、デフレーション脱却を目指して通貨供給を増やそうという政策は、考えてみれば実に古くから行われてきたということに気付かざるをえない。

本稿ではそうした事例をイギリスと日本に求めるのだが、いずれの場合にも金本位制の廃止およびそれへの復帰と結びついている。現代の通貨供給が中央銀行の保有する貨幣用金と制度上無関係であることは多くの人が知っているところだろうが、本稿で取り上げるような時代には通貨供給は貨幣用金の所蔵量によって厳しく制限されていた。

物価が通貨供給量によって一律に決定されるという考え方を経済学上貨幣数量説と呼んでいるが、それが基本的に正しいとすればデフレーション脱却

*福岡大学経済学部

には通貨供給を増やす以外に方法はないということは自明である。ただし、金本位制の時代には貨幣用金を増やさなければ通貨供給を増やすことはできなかった。むしろ、デフレーション自体が金流出によって通貨供給が削減されることで起こっていたと考えられるのである。

中央銀行がデフレーションから脱却するために通貨供給を増やそうとしても勝手にできない、というのが金本位制である。歴史的に金本位制は大きな戦争のたびに停止されてきた。と言うのも、大きな戦争では多額の軍事費を賄うために多量の国債発行が必要になる。これを購買する通貨を確保するために中央銀行は通貨供給の増大を余儀なくされるのである。現代日本で、政府が発行した赤字国債が金融機関によって購入された後で、日銀が通貨を発行して大量に購入しているのとはほぼ同記事態が進行していたのだ。

だが、金本位制下ではそれは制度的に無理である。このため、非常時ということの名目にして金本位制からの離脱が大きな戦争のために行われていたのだ。ナポレオン戦争時のイギリスがそうであったし、第1次世界大戦中のイギリスや日本がそうであった。したがって、戦後に金本位制を離脱している状態から金本位制に復帰するときにタイミングや平価水準を巡って論争が繰り返されてきた。

本稿では、経済学者ジョン・メイナード・ケインズの著述を取り上げながら、戦間期のイギリスにおける金解禁論争を吟味する。そして、それを下敷きにしながら、やはり戦間期の日本における金解禁論争を検討することしよう。

ただ、本稿の目的は歴史的な事実としての金解禁論争を分析することにはない。そうではなく、そこから物価と為替レートが通貨供給とどのように結びついているかという現実的な関係を確認し、それを起点に現代日本で起きている事態を分析することが目的なのである。

1. ケインズが見る通貨供給管理

ケインズはネイション・アンド・アシーニウム誌の1925年3月21日号で、自らの金本位制に対する見解を明らかにしている。ケインズがまず指摘するのは、金本位制と管理通貨制には常識に反して本質的な違いはないのではないか、という事実である。

完全に自動的で自動制御的金属本位というようなものはわが国では十八世紀以来存在しておらず、たぶんその時代ですらそれは完全には自動的なものではなかったのである。二〇世紀においてはこのようなものの最良の、そして実際ほとんど唯一の例は大戦直前のエジプトの通貨である。国の取引の大部分が現代的信用システムによって取り行われているところでは、通貨の中央管理が必要なものとなる。中央管理の要素を現代の状況の下で最小限度にしようとした最良の例は、連邦準備制度設立前のアメリカの戦前の機構に見いだすことができる。事態はあまりにもひどいものであった。特に一九〇七年の恐慌においてそうであった。そこで管理体制を発展させることがすべての考え深いアメリカの銀行家たちの最大の関心となった¹。

通貨供給は現代において、銀行によって織り成される信用システムと密接に結びついている。貨幣用金で制御できるようなプリミティブなものではないのである。だから、金本位制下であっても通貨供給を意識的に管理することは欠かせない。ケインズはアメリカの連邦準備制度が孕む不安定性を既にはっきりと認識していた。そのケインズの懸念は、4年後の世界恐慌で現実

¹ 西村（1998）、397 ページ。

となってしまう。

ケインズは彼の時代に教訓を与える歴史的事実として、古典派経済学者たちがイギリスにおいて金本位制を確立しようとしていた時代の議論を取り上げている。

一九世紀の間のイギリスの事態の推移は教訓的である。ナポレオン戦争は二〇年以上にわたって不換の管理通貨をもたらした。これは大戦が一〇年以上も同じものをわれわれにもたらしたのと同じである。現在と同じく当時においても、戦時と戦後の状況の驚くべき困難の下での管理は非難をあびせられた。政府財政のインフレとデフレに対する関係は十分には理解されていなかった。当時においても今と同じく、悪い戦時財政がインフレを生み出し、良い戦時財政がデフレを生み出すままにされた。当時においても今と同じく、正統派は必要なことは金兌換の回復であると主張した。そして一〇〇年ちょっと前には、この事業は堂々と遂行された。その結果はショッキングなものであった。わが国は二〇年も引き続いて生じた信用の不調と恐慌を経験したが、それはわが国がそれまで経験したことのない最も困難で苦しいものであり、わずかの差で革命を免れたのであった²。

古典派経済学者リカードはナポレオン戦争後の紙幣減価の原因をイングランド銀行による紙幣の過剰発行が原因であると主張した。そして、旧平価で金本位制に復帰するという主張をし、それが実行された結果、イギリス国内は激しいデフレーションに見舞われたのである³。

リカードが過剰発行の証拠として挙げたのが金地金の価格騰貴と為替レ

² 同上、398 ページ。

³ 中西 (1979)、44 ページ。

トの下落であった。ポンド紙幣が過剰になるとインフレーションが起こるため、金地金の価格も騰貴することになる⁴。また、インフレーションが起こればその国の通貨の為替レートが下がることになる。ケインズも検討することになるこの考え方を、経済学上購買力平価説と呼んでいる。

これに対して、リカードの盟友でもあった経済学者マルサスは、リカードの認識を基本的に認めながらも、リカード説への反対派の主張も一部認める議論をしている。すなわち、為替レートが下落したのは、ナポレオン戦争中イギリスが貿易赤字に陥ったからであると言う。貿易赤字分を決済するためには、国際通貨である金がイギリス国内から国外へ流出する必要がある。このため、イギリス国内に金地金が少なくなる一方で金地金への需要は変わらないので価格が騰貴したのではないか、と言うのである⁵。

いずれにしても、ケインズは金本位制への復帰を当時のイギリスが強行して急激に通貨供給を縮小したことに困難の原因があったとするのである。逆に、もう少し弾力的な通貨管理ができればよかったのだというのがケインズの考えである。

われわれの通常の金準備を発券総額の（たとえば）四〇％に定め、その後では金準備が通常のものとして採用されたこのパーセンテージを下回るか上回るかにつれて公定歩合が上下した、とイングランド銀行管理者が公表するままにすることができると想像する者は一人もいない。急激で有害な変動を避けるためには、イングランド銀行が極度の予知能力を用い、金の実際の流入と流出の生ずるずっと前に手を打ち、そして他方ではこのような動きが例外的で一時的な原因によると判断されるときには金の移動を無視するということが必要であろう⁶。

⁴ 同上、44-45 ページ。

⁵ 同上、45 ページ。

ケインズの主張はこうである。金本位制と管理通貨制に本質的な違いはない。高度に発達した現代的信用システムにあっては通貨供給の弾力的な中央管理が欠かせないのである。それは、機械的に通貨供給を決めることでは成し遂げられない。状況を見て自在に中央銀行が増減を調整する以外に方法はないのである。

2. 通貨供給と所得および為替レート

同年の5月2日にもケインズは再びネイション・アンド・アシーニウム誌に論説を発表した。ケインズはここで世論を考えると金本位制に復帰することはやむを得ないとした上で、金本位制からの再離脱を可能にする柔軟な対応を財務省に求めている。その上で、やはり自分は現状での復帰には反対せざるをえないとして、次のように述べる。

私の信ずるところでは、わが国の物価水準を為替平価で金に換算したものは、他国での金（建）価格に比べて高すぎる。そして、もしわれわれが国際貿易の対象にならない商品だけの価格とサービス、すなわち賃金の価格をとると、これらは相当に高すぎる — 五%以下ではなく、たぶん一〇% — ことを見いだすであろう⁶。

ケインズが旧平価での金本位制復帰に反対している理由は明白である。それは貿易財についてポンド高過ぎて、このまま復帰すれば貿易赤字に繋がる可能性が高いということだ。さらに、非貿易財については1割程度も他国に比べて高いことになるというのである。そうなる则現在は非貿易財であるよ

⁶ ケインズ前掲翻訳書、399 ページ。

⁷ 同上、423 ページ。

うなものでも輸入されてしまう可能性がある。

さらにケインズは1週間後にも同誌に論説を発表し、財務省に対して前稿で譲歩し過ぎたと訂正を施した。

一部の商品、すなわち国際貿易の原材料、たとえば綿花または銅の価格はつねにその国際価格平価またはその近くにある。為替相場または信用に何が生じてても、それはこれらのものの金建価格を一つの中心地と他の中心地の間で大きく食い違わせることはできない。さらに別の種類の商品、すなわち輸入され、そして輸出される製品は、いかなる状況の下でも、それらの国際価格平価を大きく上回るように動くことはありえない。というのは、もしそうでなければそれらのものの貿易は生じえなくなるからである。第三の種類のものがあり、住宅、個人サービスおよび鉄道料金がその例であるが、これらは少なくとも一時的には、他の種類のものについての通常の平価から大きく乖離することがありうる⁸。

ここではあらためて貿易財と非貿易財の違いが具体的に示されている。先ず国際商品市場で取引されるような一次産品については、常に国際価格が成り立ち、違いがあってもすぐに訂正されるので国際的な一物一価が成立するはずである。

工業製品のように先進国間で相互に輸出入されるような財については、貿易収支によって調整が行われるので、国際貿易では大きな価格差が生じることはないであろう。たとえば、ある工業製品がアメリカでは安価でイギリスでは高価であるような状態が持続すれば、イギリス国民はその製品を専らアメリカから輸入することになり、イギリス国内で生産が行われなくなる

⁸ 同上、427 ページ。

だろう。

問題は国内で提供されるサービスに代表される非貿易財である。この場合、貿易による調整は行われなため、内外価格差が持続することは当然ありうる。しかし、それでもケインズはこの最後のものについてもやはり調整作用が緩やかに働いていると考えた。

外国為替相場の購買力平価理論は、長期的にはこの第三の種類のものも足並みをそろえるはずであるとする。なぜならば、もしそうならないとすると、賃金水準と（外国の競争から）「庇護された」部門で生産されるが「庇護されていない」部門で消費される財とサービスのコスト（上昇）の影響がわが国の競争力を大きくそこない、したがって為替相場が下がるか、金が流出するかして、国内価格水準が全般的に押し下げられることになるからである⁹。

なぜ貿易の対象にならない財やサービスについても諸外国と等しくなるような調整が働くのか。ケインズの説明はこうである。たとえば、工業製品の生産に原材料の流通のための輸送費が掛かるとする。イギリス国内の輸送費が他国よりも高いとすると工業製品の価格が他国よりも高くなり、これによってイギリスの貿易は赤字化する。金本位制下では金が流出して通貨供給が減るので、イギリス国民は支出を抑えて通貨を節約しようとするだろう。こうしてイギリス国内の生産が減って所得が引き下げられるか、輸入が減って貿易赤字が解消するかしてバランスが回復するのである。

こうして、非貿易財を他国より高くするような平価での金本位制復帰は、必ずデフレーションを伴う調整過程を引き起こすことになる。変動相場制下

⁹ 同上、427-428 ページ。

では為替レートの増価が国内のデフレーションと相俟って起こることになるだろう。かつて、日本で円高下のデフレーションが起こり所得の減少が見られたが、それはケインズがここで指摘しているような関係によって当然のように起こった事態であった。

イギリスでのデフレーションの度合いを予測するために、ケインズは論考のなかで金建の生計費を表にまとめて国際的に比較している。なぜなら、生計費には多くの非貿易財への支出が含まれていると考えられるからだ。そして、次のように結論付けている。

この表は、これらの国が三つのグループに分かれることを示している。第一は英国と為替相場が金平価に回復させられた英国以外の欧州諸国である。第二は米国と英自治領である。第三はその他の欧米諸国である。第一グループの国々は、他の二つのグループの国々との競争において、一九一三年に比べて大きく不利になっているにちがいないことは明らかである。この表こそがわが国の困難と見通しとの真の姿を示すものである。通貨委員会と大蔵大臣とがそれを検討した様子は存在しない¹⁰。

3. 日本における金解禁論争

日本が金本位制を採用したのは言うまでもなく、欧米との貿易を本格的に開始した明治以降のことである。明治4（1871）年、新貨条例を制定したことで日本は金本位制を採用したと言われるが、開港場では貿易銀を認めたため実際はまだ金銀複本位制であった。紙幣整理後の明治18（1885）年、日本銀行が銀兌換銀行券を発行することで日本は銀本位制を確立する。その

¹⁰ 同上、428-429 ページ。

後の銀の大暴落が起こったため、円の為替レートは金本位制を採用する欧米に対して大幅に下落していった¹¹。

明治 30 (1897) 年、首相兼蔵相の松方正義は正式に金本位制を採用する貨幣法を第 10 回帝国議会で提出し、貴衆両院を通過して 10 月 1 日を以って金本位制が施行された。これ以降日本と欧米との貿易が本格化していく¹²。後に蔵相となる高橋是清はこのとき横浜正金銀行副頭取であった。

高橋是清はその後の日銀副総裁時代に日露戦時公債計 7 億円の発行に尽力している。だが、これによって正貨準備高を補填したものの、貿易赤字が常態である日本では明治 43 (1910) 年、貨幣用金の残高は 3 億円を切るようになった。国債の発行残高も 2 億 6000 万円とピークに達し、日本における金本位制の維持に赤信号が灯った¹³。

大正 6 (1917) 年 9 月 12 日、寺内正毅内閣は事態を打開するために金輸出禁止措置を取った。これは同年 4 月、第 1 次世界大戦参戦に伴ってアメリカが金輸出禁止と金兌換停止の措置を取ったことに対応したものであった。このとき、高橋是清は日銀総裁になっていた¹⁴。

大正 8 (1919) 年、横浜正金銀行頭取だった井上準之助が三島彌太郎に代わって日本銀行総裁になった。井上はその後、金解禁論争の中心人物になっていく¹⁵。井上は円の為替レートが極端に低かったことを理由にして、金解禁時期尚早論を唱えていた。しかし、大正 15 (1926) 年に円の為替レートが上昇したこともあり、金解禁を目指して経営状態の悪い銀行の整理を主張していくことになった¹⁶。

¹¹ 川平 (1994)、347 ページ。

¹² 同上、348 ページ。

¹³ 杉山 (2006)、130 ページ。

¹⁴ 同上、134 ページ。

¹⁵ 同上、138 ページ。

¹⁶ 同上、149 ページ。

昭和4（1929）年、浜口雄幸内閣が成立すると浜口は即座に井上を蔵相にした。金本位制復帰を急ぐ必要があったからである。その理由として、既にフランスが金本位制に復帰していたことや、設立が構想されていた国際決済銀行の出資国になるためには金本位制に復帰していなければならなかったことが挙げられる。だが、それ以上に重要であったのは、英貨公債2億3000万円分が2年後に償還されることになっており、借換えのために金本位制に復帰する必要があったことである¹⁷。

同年11月21日、日本政府は翌昭和5（1930）年1月11日を以って金輸出を解禁するという発表を行った。浜口内閣は昭和6（1931）年4月に若槻礼次郎内閣に交代したが、9月21日にイギリスが金本位制を停止するという事態に直面した。これによって日本も金輸出を再禁止するのではないかという思惑が世界中に広がり、10月、11月の2ヵ月で2億8000万円の金が日本から流出していった¹⁸。

若槻内閣は12月11日に総辞職し、犬養毅内閣に代わった。蔵相は井上から高橋に交代し、同月14日には金本位制の再停止に踏み切った。井上は明けて昭和7（1932）年の貴族院議会で演説し、金流出が前年の内に止んでいたなかでの金本位制離脱は無意味であるとして高橋を批判した。さらに、実際にそうなったように、金本位制離脱で円の為替レートは急落したし、放漫財政がインフレーションに繋がる危険性も指摘していた¹⁹。

高橋は二・二六事件で反乱将校によって殺害されるが、井上の軍縮路線による財政の健全化を逆転させ軍備費の増大に道を開いたのは、実際は高橋その人であった。高橋は財閥に投機的な利益を与えた金輸出禁止の当事者であった故に、皇道派将校から憎まれたのであろう。

¹⁷ 同上、154-155ページ。

¹⁸ 同上、158-159ページ。

¹⁹ 同上、160ページ。

おわりに

金本位制の維持ないし復帰はデフレーションに繋がる。ケインズが金本位制復帰に反対していたのは、それがイギリス国内にデフレ不況を招き国内産業を衰退させることを恐れたからであった。ケインズはデフレーションを防ぐために貨幣用金の量に頓着せずに、デフレーションを阻止するための必要な通貨供給を続けることを訴えたのであった。

日本では明治以降の欧米との貿易を安定的に続けるために金本位制を維持し、離脱した場合はそれに復帰する必要があった。実際、金本位制を離脱した場合、円の為替レートは極端に下落していた。ただし、日本で為替レート下落はイギリスのように貿易を黒字化し、国内経済の発展を促進したわけではなかった。国内の産業構造が未だに低レベルにあった戦前の日本では、為替レートを低位に保ったとしても貿易収支を改善することはできなかったのである。

したがって、井上は外債に依存する財政赤字を縮小し、国内産業を再編整理することに力を注いだ。引き締まった財政構造と筋肉質の日本産業を作ろうとしたのだと言っていい。そのためには、必ずや金本位制に復帰して通貨供給を規律正しく行うことが必要だったのである。

だが、日本におけるケインズ政策の先駆者とされる高橋は、金本位制の確立に思想的に大きな貢献をしていたにも関わらず、戦争を目前にして早々と金本位制再停止に舵を切ってしまった。それは時局的に必要であったかもしれないが、過度に政治的な措置であったと非難されても仕方のない面がある。結局日本産業は民生に資することを止めて軍需生産に注力していかざるをえなくなった。

規律なしに野放図な通貨供給を行ったという批判は、現代の日銀の量的緩和政策にも向けられなくてはならない。表面的にはケインズ的に見えるかも

しれないが、目標達成まで緩和を続けるというコミットメントは、ケインズが言う硬直的な通貨供給であったと言わねばならない。日銀は2%のインフレーション目標を立てたにも関わらず未だに達成されていないし、当初から言っているように達成の見込みはないと思う。

ただ、それは円の為替レートの下落には大いに効果を持った。と言っても、円安が日本経済に貢献しなかったことは、貿易収支が赤字基調を続けていることから明白であろう。その意味で戦前の日本と同じく、無意味な通貨供給増大であったと言わねばならないのである。

ならば、通貨供給を急増させたにも関わらず、なぜインフレーション目標は達成されなかったのだろうか。いろいろな表現は可能だが、極端な低金利が通貨供給の効果を打ち消したと言っておくのが本稿の行論との繋がりから言ってみればわかりやすいだろう。

ケインズが言っている通り、人々は支出を減らしても通貨を手元で保有したいという欲望を持っている。手放すことを嫌がれば支出が減り、モノが売れなくなることで経済状況は悪化する。通貨は利息を生まないのだから、金利が高くなれば通貨を保有しようとする気持ちが弱まるというのがケインズの考えである。

金利が下がることで企業の銀行からの借入が増え国内投資が促進されれば国内経済にとってプラスであろう。しかし、日本において国内投資を増やすようなインセンティブを企業が持っていないことは、既に明白ではないだろうか。

ケインズは金利が最低限以下にまで下がれば、人々は通貨を一切手放さなくなると警鐘を鳴らした。それに該当する事態に現在の日本は陥っている。最低限の金利を保ったままで通貨供給を増やせば、インフレーション目標の達成も可能であったのかもしれない。しかし、長く続いた量的緩和政策は、ゾンビ企業などと言われるように淘汰されるべき企業を存続させることで日本経済の国際競争力を極端に弱めてしまったのである。

【参考文献】

- Keynes, J. M., *Activities 1922-1929: The Return to Gold and Industrial Policy*, the Collected Writings of John Maynard Keynes Vol. XIX, McMillan, London, 1981.
(西村閑也訳『金本位復帰と産業政策 — 1922-29年の諸活動』ケインズ全集第19巻、東洋経済新報社、1998年。)
- 川平成雄「高橋是清の金本位制構想」『琉球大学経済研究』第47巻、347-373ページ、1994年。
- 杉山伸也「金解禁論争 — 井上準之助と世界経済」『「帝国」の経済学』岩波講座『「帝国」日本の学知』第2巻第4章、125-172ページ、2006年。
- 中西充子「真正手形理論と地金論争」『城西経済会誌』第15巻第2号、41-60ページ、1979年。

経済学と経営学の間： アルフレッド・チャンドラーにおける市場と組織

山 崎 好 裕*

はじめに

経済学と経営学は日本語では一文字違いであることもあり、ほとんど区別ができていない人も多いのではないだろうか。また、多少の知識があっても、せいぜい、二つは同じようなものだという認識を出てはいないような気がする。

本稿は経済学と経営学が同じ経済事象を対象とする学問という共通性を持ちながら、対象認識と使用概念において著しい違いを持っていることを明らかにする。筆者は、経済学よりも100年以上遅れてアメリカに生まれた経営学が、当初は雑多な経営管理法の集積であったと考えている。だが、それが一つの学問体系としての体裁を曲がりなりに取るに至った背景には、アメリカにおける巨大企業の成長と発展があったことは明らかである。

さらに、そのような経営学の学問的自覚は、第2次世界大戦後になって一人の経営史学者によって成し遂げられた。その学者の名をアルフレッド・デュポン・チャンドラーという。先ず、チャンドラーの生涯について簡単に

*福岡大学経済学部

触れておこう。

チャンドラーは1918年9月15日にアメリカ合衆国デラウェア州に生まれた。両親とも裕福な家系で、母キャロルは巨大化学メーカーを創始したデュポン一族の一人である。父親が鉄道関係の仕事でアルゼンチンに赴任していたため、チャンドラーは幼いころの5年を同地で過ごし、11歳の時にアメリカに戻っている¹。

学業ではフィリップス・エクスター・アカデミーを経て、祖父と父の母校でもあるハーバード大学に進んだ。歴史学の専攻で1940年にハーバード大学を首席で卒業した。親しいクラスメートでボート競技に汗を流した友人に、後に大統領となるジョンFケネディがいた。二人揃って海軍に入隊すると、チャンドラーは敵国の兵站輸送を阻止する攻撃作戦の作成などに従事した²。

1944年に銀行家の娘フェイ・マーチンと結婚し、彼女との間にアルパイン、メアリー、ハワード、アピーという4人の子どもを授かった。1945年10月、ノース・カロライナ大学への入学を考えたが取り止め、翌年、母校ハーバード大学大学院に進学した。1947年、同大学院で歴史学の修士号を取得して博士課程に進学した。大学院時代は社会学者パーソンズから薫陶を受けたほか、経済学者シュンペーターが主催する研究所の研究に従事した³。

ハーバード時代に住んでいた大叔母の家で、曾祖父が鉄道業界誌の編集者として集めたアメリカの鉄道産業の歴史資料を発見したチャンドラーは、博士論文のテーマとしてアメリカ鉄道産業史を選んだ。その研究は高く評価され、1952年、チャンドラーは博士号を授与されている⁴。

1953年、チャンドラーはマサチューセッツ工科大学の助教授になり、1962

¹ 喬 (2012)、107-108 ページ。

² 同上、108 ページ。

³ 同上、108-109 ページ。

⁴ 同上、109 ページ。

年に教授に昇進した。1963年にジョンズ・ホプキンズ大学に移った後、1971年、母校ハーバードのビジネススクールの教授に就任した。1989年、71歳で現役を引退し、2007年5月9日に87年の生涯を終えている⁵。

このように、チャンドラーは経済学と歴史学を踏まえて経営史研究に従事していた。そのことが、経営学が経済学とはどのように異なる分野であるのかを自覚的に文章化する契機となったのだと思われる。

1. 「見えざる手」から「見える手」へ

チャンドラーが1977年に出版した著作の現タイトルは「見える手」であった。これは言うまでもなく、経済学の父と呼ばれているアダム・スミスの「見えざる手」の向こうを張った書名であった。

経済の多くの部門において、マネジメントという“目に見える手”が、かつてアダム・スミスが市場を支配する諸力の“見えざる手”と呼んだものにとってかわった。市場は依然として、財貨とサービスに対する需要の発生源ではあるが、しかし、いまや近代企業は、生産と流通の既存の過程を通ずる財貨の流れを調整したり、また、将来の生産と流通のための資源と人員を配分するという機能を、市場にかわって引き継ぐに至った。こうして近代企業は、これまで市場によって遂行されてきた諸機能をその手中に収めたため、アメリカ経済のなかで最も強力な制度となり、その管理者たちは、経済的意思決定者のなかで最も影響力を持つグループとなるに至った。それゆえ、アメリカ合衆国における近代企業の台頭は、その結果として、経営者資本主義を招来することになったのである⁶。

⁵ 同上。

⁶ 鳥羽・小林（1979）、5ページ。

チャンドラーは経済学が市場を分析する学問であり続けてきたことと、ここでは企業が中身を持たない生産要素の集まりと考えてきたことが、もはや現代アメリカの経済分析において妥当性を欠くようになったと考えている。物理学における質点が質量だけを持ち、空間的広がりを持たないように、経済学が考える企業もまた、その内部組織という具体的実体を持たないのである。

だが、現実にはアメリカの巨大企業は内部に多くの人材を抱えるとともに複雑な組織を形成している。それが生産と流通を牛耳っている姿は、これまでの市場を中心にした経済学による分析では捉えきれないものである。ここに企業組織それ自体の構造と機能を明らかにする経営学という新たな学問体系が必要とされる理由があった。

また、アメリカ巨大企業では所有者が経営の全面から退き、専門的な経営者によって企業組織が運営されている。これをチャンドラーは経営者資本主義という用語で表現している。それではアメリカ以外の国々では事態はどのようなになっているのであろうか。

西ヨーロッパでも日本でも、第二次世界大戦後このような制約は減少し、経営者資本主義の普及は、その速度を増した。戦争と戦後の経済上の必要とが、新しい大量生産技術の採用を促した。国内市場もまた、国民総生産が上昇し、所得がより均等に配分されるようになるにつれて、急速に拡大した。ヨーロッパ経済共同体の出現が、市場をいっそう拡大させた。独占やこれに類する事業場の慣行を取り締まる法律ができた結果、持株会社や家族企業のカルテルを存続させることが困難となった。階級的な差別もまた不鮮明となった。有給の、ミドルはもとよりトップの管理者をももつ大企業は、その規模においても数においても増大した。こうした大規模企業は、合衆国におけると同じく、管理的調整が最も効果

をあげうるような産業に集中していた。ヨーロッパと日本で近代的な経営者企業が普及するにつれて、専門家協会、専門誌、教育機関、コンサルタントといった、専門的経営にとって必要な付属物一式が出現した⁷。

アメリカでは第2次大戦後になって経営学の発展が見られた。これは、チャンドラーがここで指摘しているように、西ヨーロッパや日本を含めて世界各国に経営者企業が出現したことにも対応している。

ヨーロッパでは古くから一族で経営を行う家族資本主義が一般的だった。これが戦後はアメリカ同様経営者資本主義化していく。日本でも戦前は財閥家族が持株会社を所有する金融資本主義が見られた。財閥解体はこの構造を解消して、やはり日本でも経営者企業が全面化していったのである。

そのような経営者企業の登場において、やはりアメリカが先行したし、アメリカがその普及に果たした役割は大きかった。経営資本主義のビジネスモデルは、アメリカによって世界に広められていったのである。

近代産業企業 — 今日の巨大株式会社の原型 — は、単一企業内における、大量生産過程と大量流過程を統合することによって生まれた。そして、アメリカ産業における最初の「ビッグ・ビジネス」は、大量販売業者によって創設されたさまざまなタイプの流通組織と、大量生産の新しい諸過程を管理するために開発されたさまざまなタイプの工業組織を、最初に統合した企業であった。これらの企業は、大量加工処理の経済性を、高率の商品回転と豊かな現金の流れに結びつけた最初の企業であった。このような統合された産業組織は、アメリカにおける基礎的なインフラストラクチャー — 鉄道、電信および蒸気船網 — が完成し、その運営手

⁷ 同上、854 ページ。

続きが完成されるに伴って出現した。この組織は、驚くべき速さで成長し拡大していった。一八七〇年代末にはまだほとんど存在していなかったこのような組織は、その後わずか三〇年以内に、アメリカで最も重要な産業の多くを支配するようになった⁸。

つまり、アメリカにおいても経営者が管理する巨大企業の登場は、優れて20世紀的な事態だったということである。思えば、経済学者ヴェブレンが当時アメリカで、そうした巨大企業を分析できない従来の経済学を批判するとともに、それらを対象とする新たな経済学を展望していた。その考えは後継者となった経済学者たちによってアメリカ制度学派経済学として独自の展開を見るのだが、その運動とアメリカにおける経営学の発展とは互いに影響を与えながら、並行して発展していったと見なされる。

制度学派以外の経済学は、均衡がもたらす安定的な経済構造を明らかにすることを志向している。だが、経営学は時代と共に企業組織が変化し発展していくことを前提にしてそれぞれの時代に有効な理論を形成しようとする。思えば、ヴェブレンもまた制度の進化を分析することに自らの経済学の特徴を見出していた。やはり、経営学は制度学派経済学と似ているのである。

2. 経済学と経営学の方法論の違い

市場の機能に全幅の信頼を置き、企業間の競争が安定的な均衡をもたらすと考える従来の経済学に対して、チャンドラーの批判は手厳しい。だが、それは、経済学と経営学の真の違いを浮き彫りにする照明のような機能を果たしてくれる。

⁸ 同上、409 ページ。

一九三〇年代以降前に、経済学者たちはしぶしぶながらではあれ、その存在を認めはしたが、それ以後彼らは深い疑惑の念をもって大企業を眺めてきた。今日でも基礎的な経済理論の大多数は、依然として市場という見えざる手によって導かれる小規模な伝統的企業によって管理される、あるいは、少なくとも管理されるはずだという仮定のうえに、その立論の基礎を置いている。このような理論によれば、完全競争はこうした単一事業単位制企業の間にも存在しうるものであって、かかる競争こそ、経済活動を調整し経済資源を配分するうえで、最も効率のよい方法であるとされている。したがって、近代的な複数単位制企業は、その管理的調整活動それ自体によって、不完全競争と資源の不適正配分をもたらすものとされる⁹。

経済学が完全競争と定義している状態では、企業の数が多いため個々の企業は生産量の調整を通じて市場価格に影響を与えることができない。逆に言えば、消費者は個々の企業の思惑の届かない価格で比較的安価に製品を入手できるのである。したがって、価格に不要な歪みがなく、適正な価格を通して人々に必要な財貨が社会全体に行き渡る。このような理由で、経済学では完全競争が理想的な状態とされる。

だが、イギリスでもアメリカでも 20 世紀に入ってから完全競争に反するような観測結果が次々と経済学者に報告されるようになってきた。まとめて言えば、個々の企業は、与えられた市場価格と生産費用との関係で生産量を決めているのではなく、もっと生産したくても需要が限られているという理由で生産量を少なめにしているということがわかったのである。このような状況で企業は、値段が下がりすぎて損にならないように生産量を制限する。

⁹ 同上、8 ページ。

結果、消費者は比較的高い価格で製品を購入しなければならなくなり、なかには購入できない人も出てくるため望ましくないということになる。

こうした結論は、経済のプロセスに摩擦がない理想的な状況を考える経済学から自然に導かれるものである。しかし、現実にはそうした理想的な状態に経済はないであろう。現実には小規模な企業しかないことで生産にコストがかかりすぎるといえることが起きているならば、巨大企業が大量生産することでかえって消費者に安い製品を提供することができるかもしれないのである。また、そういう巨大企業であれば、大量輸送によって輸送費を節約できるため、全国どこにいても一定の価格で製品を入手できるようなメリットも消費者にあるかもしれないのである。

経済学者たちはまた、管理的調整という問題を企業の理論に関連づけるうえでも、しばしば誤りを犯した。資本設備あるいは労働者数で表わされる生産あるいは流通単位の規模の増大から生ずるよりもはるかに大きな経済性が、生産と流通の過程を通ずる流れの綿密な調整から生ずるのである。企業をたんなる一工場あるいは多数の工場と定義し、したがって管理的調整の役割を考慮しない企業理論は、いずれも現実からはほど遠いものである¹⁰。

チャンドラーが言う管理的調整とは、巨大企業組織を経営者が効率的に管理し運営していくことである。まさに、経営学が分析すべき対象がそこにある。確かに経済学の企業理論はそれを無視してきたと言わざるをえない。

最初に経済学から企業組織の存在を説明したのはノーベル賞受賞者のコースやウィリアムソンだが、彼らは取引費用ということを行っている。取引費

¹⁰ 同上、839 ページ。

用というのは、資本や労働といった生産に必要な要因をプロジェクトのたびごとに集めるのではお金がかかりすぎるといった意味である。具体的には、毎年生産をするたびに労働者を新たに採用し、その年の生産が終わったら解雇するというのでは採用活動だけで多くのお金と時間がかかり、肝心の生産活動にそれらを回せない。だから、働いてくれる労働者を雇って囲い込んでおいた方が安上がりになる。これは資本というお金についても同じで、そのために企業組織ができるというのが経済学の企業理論だ。

だが、これでは経済学が得意とする効率化の原理から、企業組織がなぜ存在するかの根本的な理由を言うだけにすぎない。チャンドラーが言っているのは、管理的調整が果たすより積極的な役割を分析しなければ、現代企業の本質を掴めないだろうということである。

たとえば、企業組織をまとめきれない経営者では、その企業の業績は落ちてしまうだろう。現実的に管理的調整の巧みさや経営者の手腕こそが企業業績に大きな影響を与えているのである。経営学が分析しようと志向するのはこちらの方なのだ。

3. 経営者企業と企業戦略

戦略というタームは経済学でもよく使われるが、それは人々が駆け引きを行う状況の下でどのようなバランスが成り立つかを数学的に分析するという意味においてである。経済学の一分野であるゲーム理論は、第2次世界大戦以降に出現し現在までに経済学全般に広く普及している。

おそらく、そのゲーム理論からの影響もあるのだろうが、チャンドラーは博士論文のなかで企業戦略と企業組織の関係を主眼的に扱った¹¹。その名残は、本稿が検討している1977年の著作にも色濃く見られる。

水平的企業連合から垂直的統合へという戦略の移行が、アメリカ産業に初めて経営者企業をもたらした。本研究の用語法においては、経営者企業は、常勤の俸給管理者がミドル・マネジメントだけではなく、トップ・マネジメントをも支配しているという点で、企業者企業と区別される。企業を経営するのはもはや所有者ではない¹²。

チャンドラーは経営者企業発生の契機を、生産の川上から川下まで、さらには流通と販売までをカバーする垂直統合企業が出てきたことに見ている。それは、同業者を連合させ、水平的な合同企業を作るのとは全く質的に異なる変化なのである。技術的に精密かつ正確な管理を必要とする垂直統合組織では、プロフェッショナルな職業的経営者とその運営をする必要がある。

経営者企業の特徴は、川上から川下までの垂直統合に限られない。同時にそれは他部門を一企業のなかに包含するという傾向も強く持っている。

近代企業は、多数の事業単位をその統制の下におくことにより、異なった地域で営業するようになったばかりでなく、しばしば異質の経済活動を遂行し、また異なったラインの財貨やサービスをも扱うようになった。かくして、これら複数の事業単位の活動と、また各事業単位の取引とは、

¹¹ 戦略という同じ言葉を使っても、経済学と経営学ではその意味が大きく異なるように思われる。ゲーム理論では、それぞれのプレイヤーが自分の戦略を出し合ったときに各プレイヤーが得られる利得が最初から決まってしまう。だから、戦略と利得の関係は固定的で、それを前提に安定した戦略の組合せを均衡、あるいはゲームの解として求めるのである。だが、経営学で戦略という言葉を使うときは、何らかのこれまでになかった価値のプラスが創造されるということが想定されているのだと思う。つまり、経済学の戦略は静態的な場面、経営学の戦略は動態的な場面を前提にしているのである。

¹² 同上、720 ページ。

企業内に内部化されるようになり、市場メカニズムよりもむしろ有給の管理者によって監視され調整されるようになったのである¹³。

チャンドラーは、このような垂直統合や多部門化を引き起こす原因を、有給経営者が企業を管理するようになったことに見ている。つまり、巨大企業化と経営者企業化とが相互に原因となり結果となって進行したということである。

俸給経営者にとって、自らの属する企業が存続することは、その生涯にわたる経歴にとって不可欠なことであった。したがって、彼らにとっての第一義的な目標は、その設備を継続的に使用すること、したがって、設備への原材料の継続的な流れを確保すること、であった。それゆえ彼らは、企業の長期的な存続能力を維持するために、企業の所有者（株主）ではなかなかできないような、現行の配当を縮小するか、あるいは、ときには配当を見合わせるといったことを、自ら進んで行なった。彼らはまた、原材料の供給減と販路の確保のために努力したばかりでなく、既存の設備と人員とをより完全に利用するために、新しい製品やサービスへと手を広げた。そして、このような拡張が、その結果として、さらに多くの労働者と設備を追加させることになった。また、もし高利潤が得られるような場合には、彼らは、それを配当に支出してしまうよりも、むしろ企業へ再投資する道を選んだ。かくして、企業組織を完全に利用しようとする経営者の欲求が、企業のいっそうの成長のための持続力となったのである¹⁴。

¹³ 同上、6 ページ。

¹⁴ 同上、17-18 ページ。

巨大企業の経営者企業化は、職業経営者が「経営上の意思決定にさいして、どちらかという、現在の利潤を極大化する政策よりも、企業の長期的な安定と成長に有利な政策を選好する」¹⁵傾向に繋がった。経済学でも売上高最大化や市場シェア最大化を企業の行動原理とする仮説が提出されてはきた。しかし、現在に至るまで経済学で根本的には企業が利潤最大化を志向するものとされている。経営学から言わせれば、その点も経済学が現実的ではないことの証拠なのであろう¹⁶。

おわりに

チャンドラーが述べているように、巨大企業の成立には、鉄道、通信などの20世紀における交通と情報伝達技術の発展という要因が決定的に効果を持った。21世紀の現代において、そこにインターネット通信の発展やビッグデータの集積とAIによるそのスピーディーな解析という変化が加わりつつある。

かつての垂直統合企業に代わって、国際的なサプライチェーンがクローズアップされて久しい。それに対応して、経済学出身の経営学者ポーターがバリューチェーン分析の方法を打ち出したりもした。これはサプライチェーン全体を垂直統合なしに電子的に管理することで財貨の価値増加を図っていくとする考えである。

また、アメリカの自動車産業ではチャンドラーが言った通りの垂直統合が

¹⁵ 同上、17ページ。

¹⁶ これに関して利潤最大化の進化論的な解釈というものがある。仮に究極のところでは利潤最大化を志向しない企業があったとしても、そうした企業は競争のなかで自然淘汰されていき市場からいなくなる。したがって、現存する企業は意識的に利潤最大化を志向しているかのように考えていい、ということである。

進んだのに対し、日本の自動車産業ではアSEMBリーメーカーと協力企業とのフレキシブルな連携の下で迅速な製品開発とコスト削減が行われてきたという実態がある。

いずれにせよ、チャンドラーの言う管理的調整は不可欠であり、それが経済学ではなく経営学の分析対象であることは変わらないものの、管理調整の範囲が一企業内にとどまらず複数企業関係全体に広がっていく傾向があるし、そうした特色を持つ一國経済もあるということではないだろうか。

ダウンサイジングはアメリカでも日本でもかなり前から行われているが、事業ポートフォリオの見直しと再編が進んでいる事態は現代的なものと言えるかもしれない。通信速度の上昇や SNS の世界的な普及もあり、情報の伝達スピードの高速化や個人間の繋がりやすさは我々の時代を特徴づけるものである。それは経済学の企業理論でいう取引費用の大幅な節減に繋がるから、再び企業組織が柔軟化しさらには解体していく可能性もゼロではないかもしれない。

企業による周辺業務の外注化が進み、フリーランスで事業を行う人々も多くなっている。経済学の企業イメージである、資本と労働のその都度の結合が将来的に現実のものとなるかもしれない。その場合、企業組織の分析と管理方法の提示を主眼とする経営学の存在意義はどうなるのか。現実の企業でも生産要素の囲い込みではなく、要素市場を通じた資本や労働のその都度の取引がメインになっていくのか。将来像は未だ明確ではない。

【参考文献】

喬晋建「チャンドラーと経営戦略論」熊本学園大学『海外事情研究』第40巻第1号、107-132ページ、2012年。

Chandler, A. D., *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, The Belknap Press of Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 1977.（鳥羽欽一郎・小林袈娑治『経営者の時代—アメリカ産業における近代企業の成立—』東洋経済新報社、1979年。

雁行型経済発展論の呪縛： 高度経済成長から失われた30年へ

山 崎 好 裕*

はじめに

日本がアジア経済の先頭を走り、それに韓国やシンガポール、中国といった諸国が付いてくるといったイメージは、現在も日本人に広く共有されているのではないかと。もちろん、そうしたイメージが現実と合致している時代もあったわけで、その時代なら現実の経済活動を牽引するビジョンとして一定の意味を持っていた。しかし、その前提となる事実が崩れ去った時代にまでそうしたビジョンが国民の共通認識として残ることには、寧ろ弊害の方が大きいのではないだろうか。

なぜなら、それは政府の政策判断を大きく狂わせるであろうし、また、経済の現場の人間の投資行動もまた歪めてしまうことになるからである。本論文ではこのイメージをその淵源にまで辿り、経済理論の発展史のなかに元になった理論を位置づけることを試みたい。その際、理論の含意と限界とが同時に明らかにされるであろう。

また、現実の日本経済が現在アジアのなかで置かれている状況を客観的に

*福岡大学経済学部

把握することで、今後の日本経済についてのあるべきイメージ形成を図るとともに、とりわけアジア経済のなかで日本経済を正当に位置づける政策構想にも言及することになるはずである。

日本の経済発展にアジア諸国が陸続と繋がるイメージは、経済学者・赤松要によって戦前の段階で形成されていた。赤松は昭和 10（1935）年、論文「我国羊毛工業品の貿易趨勢」を発表し、後に雁行型経済発展論と呼ばれることになる議論の原型を示した。間もなく、綿製品についても同様の傾向を見出した赤松は、昭和 12（1937）年、「吾国経済発展の綜合弁証法」を発表し、この論文のなかで雁行型を示す有名なグラフを初めて描いている¹。

戦後になると経済学者・篠原三代平が雁行型経済発展論を英語論文で紹介するようになった。昭和 36（1961）年には赤松自身の英語論文「世界経済における不均衡成長の理論」がドイツ・キール大学の雑誌に掲載された。政府系エコノミストである大来佐武朗は昭和 60（1985）年にソウルで開催された第 4 回太平洋経済協力会議で会長に就任した際の講演で雁行的経済発展論を紹介し、理論が広くアジア各国の政治家に知られるきっかけを作った。理論面では赤松の弟子である小島清が、赤松にはなかった直接投資の議論を取り入れるなどして現代経済学の水準に合うようなかたちで発展を試みた。小島には『雁行的経済発展論』と題する 3 巻からなる著作もある²。

本論文では、まず、赤松の理論、そして、小島によって説明を加えられた理論を解明する。その後、経済データを用いて、アジア経済の構造変化と日本の立ち位置の変化を確定していく。最後に、今後の日本経済の方向性を考える上で、雁行型経済発展論に代わるビジョンは何かを考える。

¹ 池尾（2008）、43-45 ページ。

² 同上、199-201 ページ。

1. 赤松による雁行型経済発展論の原型

雁行という名称は、前章で見た赤松の最初の論文に既に現れてくる。赤松は名古屋近郊の調査を踏まえ、羊毛工業について次のように書く。

モスリンは比較的是やく、かかる輸入、生産、輸出の各段階を次ぎ次ぎに経過したのであった。かような理由によって、吾々は一産業における輸入、生産及び輸出の雁行的発展を定式化しうるであろう。まさに羊毛工業においては、少くともモスリン、ラシヤ、セルヂス、毛糸の4者は彼等の間に前後の雁行関係があるとともに、その各輸入、生産、輸出において雁行的発展をなすのである。従って3つの羊毛工業品は輸入、生産、輸出の各段階を雁行的に通過し、歴史的には3つの系列よりなる3つの雁行形態として現われるのである³。

この段階の議論で着目すべきは、未だ工業後進国の日本にとって、産業発展は先ず輸入段階から始まり、自国での生産、そして、海外への輸出というかたちで展開していくと考えられていることである。おそらく雁行的という形容は羊毛製品についても次々と異なった製品が主力になっていて、旧製品の後を新製品が追っていくことに向けられて名付けられたのだろう。

綿工業の調査を踏まえた次の論文では、輸入・生産・発展の3段階が、旧製品を後進の他国に譲って新製品に取って代わられることも明示的に述べられている。つまり、一国的な観点から国際的な雁行形態への着目へと変わっているのである。

³ 小島（2003）、7ページ。

第1期の完成品の輸入は主として完成消費財の輸入であり、第2期の自己生産の勃興は原料品の輸入とともに生産機械器具の輸入を伴うのである。第3期の輸出産業化の時代は—生産手段は原料を含むが、ここには主として完成生産手段たる機械等を意味する—の自己生産を確立しているのである。さらにまた輸入は完成品よりも半製品、原料品へ移行する。自己生産は半製品、粗製品より完成品、精製品へ、従って輸出はまた半製品、粗製品より完成品、精製品への傾向を伴うのである⁴。

さらに昭和14（1939）年の論文「わが国産業の雁行形態—機械器具工業について—」になると、雁行形態を多国間の関係として捉える視点が明確化してくる。

最も重要な雁行形態の一は後進諸国の発展段階がそれぞれ異なることによって一つの産業のそれぞれの国における雁行的発展が時期のずれにおいて次々に現われてくることである。たとえば日本が綿工業においてその雁行的発展を完了したとき、インドの綿工業は雁行形態の第2段階にあることが可能であるし、当時の支那においてはまだ第1段階にあったことが実証されるかもしれない⁵。

戦後になると昭和41（1966）年、アメリカ・ハーヴァード大学のレイモンド・ヴァーノンによって、赤松の雁行型経済発展論と類似したプロダクト・ライフサイクル論が発表された。既に一橋大学を定年退官していた赤松であるが、自らの議論とヴァーノンの議論との比較を行う必要性に迫られた⁶。

⁴ 同上、8ページ。

⁵ 同上、10ページ。

⁶ 同上、11ページ。

赤松の遺稿となった昭和 50（1975）年の論文「海外投資の雁行形態論」に次のようにある。

貿易から投資への変化で、アメリカは革新的な資本集約型産業を外国に投資するが、日本は初め労働集約型産業を後進国に投資し、それが次第に資本集約型産業に高度化しつつあるようだ。プロダクトサイクルでは投資はその革新産業で行われ、サイクル的系列はない。やがてそれがアメリカに逆輸入される傾向にあり、現在のアメリカ不況の一原因でもある⁷。

ここで赤松が投資と言っているのは直接投資のことである。直接投資とは、ある国が外国企業の発行する証券を購入するといったかたちで外国に投資をするのではなく、自らの工場や店舗を現地に進出させるかたちで直接的な海外展開をすることに他ならない。

そのことを踏まえると、赤松はここでプロダクト・ライフサイクル論とは異なった直接投資の順番を自らの雁行的経済発展論に見ていることがよくわかる。すなわち、アメリカでは機械化された高度産業からまず多国籍企業などにより海外展開に向かうのに対して、日本では自国で生産条件的に不利になった人手を多く使うような産業が海外に直接投資によって移されるというのである。こうして雁行的経済発展論は、日本を中心とするアジア経済に最もよく当てはまるという確認がなされているわけである。

⁷ 同上、15 ページ。

2. 現代経済学から見た雁行的経済発展論

小島清は赤松の雁行的経済発展論を現代経済学によって説明しようとした。順を追って確認してみよう。

一産業の生産方法の改善、生産能率の向上、コストの低下は、資本蓄積が進み資本対労働比率が高まり、より資本集約的な生産方法に移ることによって可能になる。他方、所与の労働・資本価格比率の下で、X財よりもY財は、Y財よりもZ財はさらにいっそう、より資本集約的な生産方法をとるとしよう。そうであるならば資本蓄積が進み一国の資本労働比率が高まってはじめて、X財のほかにより資本集約的なY財も、さらにZ財も生産しうるに至る。つまり生産の多様化も資本蓄積の関数とみなしうる⁸。

経済学で資本とは企業が保有する建物・機械・設備のことを意味する。ここでの説明は経済学では一般的なことだが、生産に必要な二大要因である資本と労働の一国内での割合を前提にしているのである。

現代の経済学における標準的な貿易理論では、どの国がどの製品を作るかという国際的な分業関係は資本と労働がどれだけその国にあるかという割合の大小によって決定される。資本に比べて労働が多い国では、繊維製品など比較的労働を多用する労働集約型の製品に特化し、これを輸出する。逆に、資本が労働に比べて多い国であれば、自動車などの資本を多用する資本集約型の製品に特化し、これを輸出する。

なぜそうなるかといえば、そうした方が製品の価格が安くなり、輸出が容

⁸ 同上、20ページ。

易になるからである。労働が比較的多い国では労働の価格である賃金が、資本の価格である利益率に比べて相対的に低く、結果労働集約型の製品を生産した方が、値段が安くなる。これに対して、資本が十分に蓄積されている国では、賃金が高くなっているのに対して資本の価格である利益率が低下しているため、資本集約型の製品の方が、値段が安くなり、結果的に海外に輸出されるようになるのである。

こうして、資本蓄積の進んだ先進国では繊維製品が作られなくなる一方で自動車産業の生産が伸びていき、繊維製品の生産の方は労働が相対的に多く賃金が安い後進国に移動していくことになるのである。これが雁行型経済発展に他ならない。

こうして資本蓄積が進むにつれて生産の能率化と多様化との二つが可能になる。しかし両者の間にはかなりの選択の余地が残されており、そこに興味ある国際分業の動態問題が発生する。即ち、資本蓄積が進み資本・労働賦存比率が高まるにつれ、第1に、労働・資本価格比率を低く抑えておけば、より資本集約的な財も生産できるように、生産の多様化をはかりうる。だが第2に、より資本集約的な財の国際競争力を高めるには、労働・資本相対価格を高め、生産の効率化をはからねばならない。第3に、労働・資本相対価格が高まると、より労働集約的な財の生産費は高まり、比較劣位に陥る。より有利な産業への転換か（構造調整の必要）海外直接投資進出かを求めざるをえなくなる。これらの選択に直面しつつ、生産の多様化と、多様化した各生産の能率化、さらには比較優位弱体化産業の海外直接投資進出をくり返していくのが、一国産業発展の動態なのである⁹。

⁹ 同上。

人口、したがって労働はそれほど増えないなか、経済発展は資本蓄積を押し進めるから、労働集約型の製品から資本集約型の製品へ向けて生産のバリエーションが広がっていく。先進国であるから、それぞれの生産も効率化が進められて生産や輸出も維持されるであろうが、やがて、生産費的に国内生産が割に合わない状況になり、生産の停止と輸入の開始に転換するであろう。

それまで労働集約型の製品を生産していた企業は国内生産の停止を余儀なくされる。だから、こうした企業のなかには、輸出先にしてきた国に直接投資による進出を試みる企業もでてくる。さらに、そうした外国で安い労働を使って生産をすれば、自国への逆輸入も可能になるかもしれないのである。

こうした雁行型経済発展の事例として小島があげるのも、日本を中心としたアジア経済である。

雁行的経済発展が、労働集約財から資本集約財、さらに資本知識集約財へ、経済発展段階の高い NIEs からより低い ASEAN 諸国、さらに中国、ベトナムなどへと、東アジア地域に国際的伝播をひき起こした。日本から見ると直接投資前線の拡張である。後発国から見ると、彼らの直接投資・輸出主導型の成長である。相当に長い期間を必要とするが、これが成功するとして、果たして東アジアの域内分業・貿易構造はどんな姿になり、繁栄するであろうか。それを促進するための域内統合も課題に上ってくる¹⁰。

確かに 30 年ほど前まで多くの経済学者が小島と同様の展望を持っていた。一方、多くの日本国民は未だに、アジア経済を見るときに今もそれほど変らぬイメージを用いているのではないだろうか。

¹⁰ 同上、43 ページ。

小島はアジア各国間での貿易について、まずは先進国・後進国間での垂直貿易を基本的なものと考えている。

発展段階格差が存在する2国間では、これまでに説明したような大きなカテゴリーの商品群—労働集約的軽工業、資本集約的重化学工業、資本知識集約的機械工業といった—それらの間の生産分業が比較優位原理にしたがって喚起される。これは完成消費財と中間財・資本財の交換という垂直貿易である場合が多い。かかる発展段階格差垂直貿易が、発展段階格差の変化に伴い、各国の多様化と能率化の構造変化をひき起こしつつ、創造され拡大していく。そして各国に直接投資・貿易拡大の相乗利益をもたらしつつその成長を加速させる¹¹。

雁行的経済発展をしている地域での貿易形態はこのような垂直貿易が一般的であろうが、同じような産業レベルの製品どうしが域内で交換される水平貿易も起こりうると小島は述べている。

先進国（日本）で比較劣位化してきたX財は、直接投資を媒体として後続国の比較優位財となるのであるが、この類似商品群のヴァリエティにつき、水平分業或いは合意分業が推進されてよいのである。こう考えるとアジア地域での域内貿易拡大の余地は決して小さくない。多くの国が同じ隙間商品に注目することから生ずる過剰供給は避けられねばならない¹²。

¹¹ 同上、43-44 ページ。

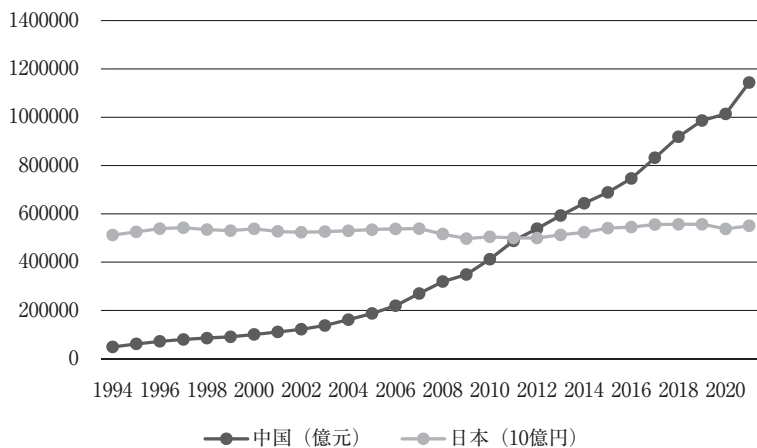
¹² 同上、44-45 ページ。

このようなアジア経済内での水平貿易の場合でも、やはり日本が最先進国であり、その後に諸国が雁行的に連なるという視点が貫かれている。ただ、日本で言う失われた30年の間に、そのような雁行的形態は大きく変化したのではないかと。また、それが失われた30年の原因ともなっているのではないかと。次いでそのことを検討してみよう。

3. データで見る雁行的経済発展の変容

この30年間で日本経済の規模に韓国や台湾も接近してきたが、何と云っても大きな変貌を遂げたのは中国経済であった。図1は中国と日本の過去30年間におけるGDPの推移を折れ線グラフにしたものである。為替レート変動の影響を除去するために敢えて通貨単位を統一せず、中国は億元、日本は10億円を単位に表示している。

図1 中国と日本のGDPの推移



出所)『中国統計年鑑』2022年度版、2021年度『国民経済計算』から筆者作成(2023年10月9日確認)。

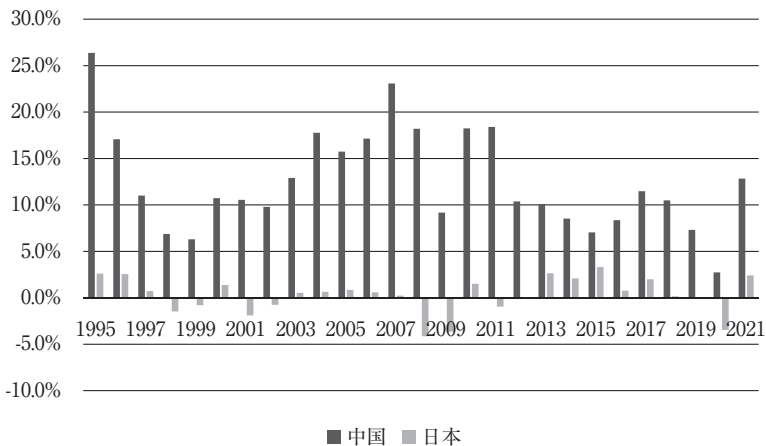
一見して気付くのは、中国経済の急激な拡大と日本の30年に渡る停滞状況であろう。日本のGDPが全くと言っていいほど変化しなかったのに対して、中国経済はこの30年間で24倍の規模に膨らんでいるのである。

もし日本が雁行的経済発展の先頭を走っているなら、このようなことはないはずである。雁行的経済発展論の先頭国のイメージは、次々と新しい製品生産に乗り換え、そして後進国をリードしながら拡大していくというものではなかったか。現在の為替レート20円／人民元で換算すると2021年のGDPは、中国が日本の4倍を超えている。

日本ではなく中国がアジア経済を牽引している現状は、経済成長率をグラフ化することで一層はっきりする。図2は過去30年間の中国と日本の経済成長率をグラフにしたものである。

中国の経済成長率にも上がり下がりはあるが、30年間ほぼ一貫して年率で10%という高スピードの経済成長を達成している。だが、日本はプラス2%

図2 中国と日本の経済成長率の推移



出所)『中国統計年鑑』2022年度版、2021年度『国民経済計算』から筆者作成(2023年10月9日確認)。

程度の年はあるものの、マイナス成長も見られるため、平均した経済成長率はほぼ0%ということになりそうである。この意味で失われた30年という実感は経済成長率を見た方が露骨に感じられるかもしれない。

赤松はアメリカの多国籍企業が製品のライフサイクルに合わせて、まず先端製品から海外直接投資に乗り出すことを指摘していた。それに対して、日本企業は、国内の賃金上昇によって比較劣位に陥った労働集約型の産業において海外直接投資を行うという観察であった。

事実、1980年代まで日本企業は労働集約型の産業から、賃金の安い中国へと移転させていったと思う。そして、それが中国の経済発展の基盤となった。だが、中国が経済発展を目に見えて遂げると、市場が縮小する日本を見限ってかなり資本集約的な産業も中国に直接投資で移転するようになった。こうしたことが日本以外から中国への投資とも相俟って、この30年間の中国経済の急成長に繋がったわけである。

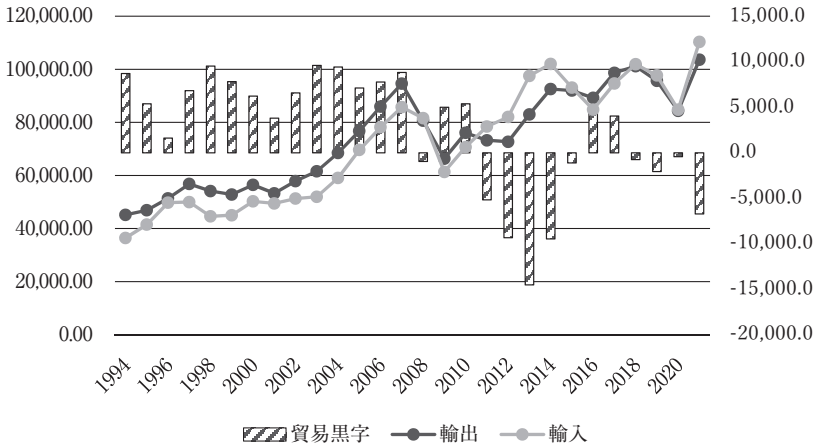
雁行的経済発展においては、先進国はいち早く先端製品の生産に着手し、国内需要を満たした後はそれを後進国に輸出する。先進国から陳腐化した商品の生産をバトンタッチされた後進国は、もちろんそれらを先進国に輸出するのであるが、概して先端製品は高価で陳腐化した製品は安価なので、先進国は貿易黒字になり、後進国は貿易赤字になると考えられる。

だが、図3を見る限り、かつては10兆ドル程度あった日本の貿易黒字が近年は大幅なマイナスを記録する年も多くなり、また、プラスであってもせいぜい数兆ドル止まりとなっている。これは日本が雁行的経済発展の先頭国の地位を、遅くともここ15年くらいの間に完全に喪失したことを物語っている。

輸出入額そのものは30年前のそれぞれ40兆円を少し超えたくらいから100兆円程度まで順調に伸びてきている。これは原油など国際商品価格の上昇だけでは説明できないものである。

やはり、雁行的経済発展論の示すところに反して、日本が高付加価値品に

図3 日本の輸出入と貿易黒字の推移（10億円）



出所) 2021 年度版『国民経済計算』から筆者作成 (2023 年 10 月 9 日確認)。

についても製品生産の基地を海外に移転したことが大きく響いていると考えてよい。つまり、日本は製造機械や部品やモジュールといった半製品を海外に輸出し、それを海外で組み立てて最終製品として逆輸入しているといった貿易構造が想定されるのである。

おわりに

赤松らの雁行型経済発展論が当てはまった時代は、本論文で見てきたように過去のものとなったと言っていいだろう。おそらく、その最大の理由は、雁行型経済発展の先頭国であった日本が次に担うべき、次期の先端製品が見出せなくなったことではないだろうか。

高度成長期には、軽工業品の後は石油化学や鉄鋼といった重化学産業、そして、自動車・計算機といった機械工業が順次現れ、日本がそれらを取り換えていくことによって急スピードの経済成長が可能になった。だが、現在そ

のような新たな製品を見出すことは難しくなっている。

基本的に知識集約的な産業が中心となっており、それは製品として販売できるような性格を持たないプログラムといったものであり、広く各家庭に普及するようなものではないであろう。それに加えて、PCや自動車なども性能の標準化が進んでいて、必ずしも高度な産業技術を必要としなくなる傾向がある。家電も高付加価値化があまり求められなくなり、自動車も電気自動車のように技術的にはシンプルなものへとシフトしているので、日本に代わって中国がその生産の中心となってきた。

このように、かつて雁行的経済発展が典型的に見られたアジア経済でも、その状況は昔を再現できないほどに変わっているのである。そのような変化のなかで、日本政府や日本人の経済発展イメージが従来のものであるのは非常に問題である。

そもそも経済成長率が経済政策の到達目標になっていることは時代にそぐわない。さらに、そのために金額の大きな財政政策を実施することは、既存の重厚長大型の産業の延命を助けるだけのことにしかならないと考えられる。新たなイメージを持って日本経済の構造変化を促進することに、むしろ経済政策の軸足を移すべきではないだろうか。

長年賃金上昇がストップしていたことと円安の進行で、日本の賃金はアジアのなかでも相対的に低いレベルになってきた。しかし、地方には勤勉で技能の高い労働力があるので、実際既に見られるようにアジア企業の直接投資を大いに受け入れて地方の雇用の確保に努めるべきであろう。

その一方で知識集約的な先端産業分野を担える人材を国内に蓄積するために、学校教育、社会人教育に財政資金を振り向けるべきである。雁行型経済発展とは異なる、アジア諸国の水平分業型経済発展のビジョンとそれに合わせた日本経済の変容が求められている。

【参考文献】

池尾愛子『赤松要：わが体系を乗り越えてゆけ（評伝・日本の経済思想）』日本経済評論社、2008年。

小島清『雁行型経済発展論 第1巻：日本経済・アジア経済・世界経済』文眞堂、2003年。

国家と戦争： ハイデッガー・西田・田辺の民族の論理

山 崎 好 裕*

はじめに

戦争と革命の世紀とも呼ばれた20世紀が終わって20年以上の歳月が過ぎた。当初21世紀は戦争無き宥和の時代となるかと期待されたが、そうした希望は既に無残に碎け散ったと言えよう。

ロシアのウクライナ侵攻は戦争の時代の再来を告げる出来事であったと、後の歴史で語られることになるかもしれない。中東においても数十年前の映像を見ているような錯覚を覚えるニュースが毎日のように流れている。

第1次世界大戦と第2次世界大戦の戦間期にあって、洋の東西を問わず人類と民族について深く思いを巡らした哲学者たちが輩出した。ドイツのマルティン・ハイデッガーはエドムント・フッサールの現象学から出発しながら、独自の存在論の地平を切り開いていった人物である。未完に終わった著作『存在と時間』で現代哲学の一時代を切り開いたハイデッガーは、その透徹した人間理解によって後の実存主義隆盛のきっかけとなったとも言われている。

*福岡大学経済学部

彼はその後民族の論理を展開したが、それはナチス・ドイツが勃興する時代の思潮の一つの現れだったのである。ナチスの後押しによって大学総長に若くしてなったハイデggerであったが、それは第2次大戦後、ナチス協力者として批判の集中砲火を浴びる苦しい日々を彼にもたらすことになった。

ハイデggerはなぜ民族の論理を展開せねばならなかったのか。それは彼の存在論に向かう真摯な思索にとって果たして必然であったのか。もし必然でなかったのだとすれば、ハイデggerはいったいどこで道を誤ったのか。そうした疑問が頭をもたげてくる。

日本においては独自の哲学潮流として京都学派が戦間期に勃興し、若者を中心に多く読まれた。京都学派は西田幾多郎の孤独で独創的な思索を起源として発祥した。西田は自らの後継者として田辺元を京都大学に招いた。元来科学哲学を専門にしていた田辺であったが、西田の下でその思考を独自に発展させた種の論理を展開することになる。

種の論理は、西田の普遍としての類と具体としての個の緊張関係を緩和するものとして、間に種を挿入するというものである。田辺の種の論理は、しかし、容易に民族の論理に転化しうるものであった。実際、田辺は、類としての人類と近代的個人を媒介するものとして種としての民族を捉え、そのために若者が戦争に自己犠牲的な協力することを正当化することになってしまった。

田辺によって種の論理を突き付けられた西田であるが、彼は最後までそれを受け入れなかったように思う。西田の戦争協力について、筆者は以前から不承不承のものであったような印象を持ってきたが、それは西田があくまでも類と個を直接対置させる論理構造に拘ったからかもしれないのである。

本稿では、3人の思索を追うことによってあらためて個人、民族、人類の関係を考えたい。そして、若者を戦場に送り込む論理のどこに誤謬があるのかを明確にしておきたい。

1. ハイデッガーと民族の論理

ハイデッガーは論理学についての大学講義のなかで、民族について哲学的に語っている。ハイデッガーは自分自身とは誰かと問うことこそ哲学にとって根本的な問いであると考えそこから出発しようとする。

「わたしたち自身とは誰か」というわたしたちの問いは、わたしたちの自己のその都度の有り方に基礎をおいている。だからわたしたちは、知ってか知らずか、この問いにそむき、この問いを回避しているかもしれないのである—もしわたしたちが自己喪失のうちを動いており、自己喪失を頑なに守ろうとしているのだとすれば、つまりここでいう自己喪失とは自己の除去ではなく、むしろ自己へのあるままったく特定の関係をふくんでいる。人間は自己喪失のうちにおいてさえ自己自身のもとに、そしてみずからの本質のもとに、とどまっている。ただ、その場合人間は、自らの本質の非本質のうちへと頹落しているのである。(Heidegger 1934, 55 / 訳 67)

ハイデッガーの考えでは、わたしたちはこの世へと投げ出されているということから出発しなければならない。気が付いたら、われわれはここに存在していたのである。だからこそ、わたしたちは自分が何者であり、いかに生きるかを自らに問いかけ行動していかなければならない。

もちろん、日常生活のなかでそんなことをいつも考えている人はいない。わたしたちは通常、世間一般の人の一人として平々凡々たる日々を送っている。だが、ハイデッガーにとってこれは本来の人間のあり方ではない。だから、これを頹落と呼ぶのである¹。

さて、わたしたちとは誰かという問いへのハイデッガーの答えは、それが

民族であるというものである。これは些か唐突な感じがするのだが、ハイデッガーの哲学からはある意味必然的に導かれる答えと言えるかもしれない。おそらく一般的に、人は同じ問いにわれわれは人間であるという答え方をするだろう。だが、人間とは存在と区別される本質規定であるというのがハイデッガー流の思考である。古来哲学とは人間とはこういうもの、動物とはこういうもの、といった語り方をしてきたが、具体的な個人は千差万別であり、人間一般というものは存在しないと言っていい。ハイデッガーが追求し続けたのは具体性としての存在そのものだったのである。

ハイデッガーは目の前にいるドイツの大学の学生を前にしてドイツ語で講義している。そこにいるのは人間一般ではなく、ドイツ人という国民あるいは民族である。ハイデッガーはこの具体性においてわれわれというものを捉えようとしていると言えるのである。

民族の本質への問いに際して重要なのは、わたしたちがそもそも問うたのと同じ様式で答えること、つまり「わたしたちは民族である」という答えをもたらした問いの、まさにその方向において、すなわち誰を問う問いの方向において、答えるということであろう。したがってまたここでは、万人向けの定義に到達するために、「民族とは何か」と問うてはならない。そうではなく「わたしたち自身がそれである、この民族とは誰か」と問うのである。(Heidegger 1934, 69 / 訳 82)

ここでも強調されるのは民族一般を明らかにすることではなく、具体的な自分自身の民族性を明らかにすることである。こうなってくるとハイデッガーの自己への問いは、既にドイツ民族として生きるという決断の問題に

¹ こうした考察には、ハイデッガーの現代大衆社会への批判的な眼差しがあるというのが筆者の見解である。

なっていると言わざるをえない。実際ハイデッガーは、わたしたちとは誰かという問いは決断の問題だと言っている。

わたしたちは、「決断とは何を意味するか」という問いをとりあげることにし、「民族とは何か」という第一に挿入された問いはとりあえず断念することにしよう。ところでわたしたちは、人間とその諸性状とに定位することの曖昧さと一面性を既に知っており、また「この民族とは誰か」という問いが決断の問いであることを把握した。「この民族とは誰か」という問いは、わたしたちが決断そのものに精通する場合にはじめて、その決断の問いとして明晰になるような問いである。(Heidegger 1994, 70 / 訳 84)

こうした内容の講義をハイデッガーが行ったとき、その目の前にいた学生たちが熱狂して民族愛に燃え興奮していた状況を想像すると、空恐ろしい思いに捉われざるをえない。そして、ハイデッガーはさらに、覚悟を持って未来に向けて生きよと学生を扇動するのである。

覚悟性はわたしたちの有に、全く特有の刻印と存続性とを付与するのである。また覚悟しているということは、ある性状を意味しているわけではない。つまりたとえばあの人は決断力のある人間だという場合のように、あるひとが身に帯びる性状ではない。覚悟性において人間はむしろ、将来生起する事柄へと参入しているのである。覚悟性とは、将来生起する事柄を先取りしつつ、その事柄の生起をつねに一緒に規定しているような、それ自身ひとつの生起なのである。(Heidegger 1934, 77 / 訳 91)

ハイデッガーの哲学は、性質と言われるようなある個物が持つ特性と存在とは全く別のものだと教える。存在というのは性質や本質規定ではなく、それとは全く別な、物事に本源的な何かなのである²。

覚悟もまた人が帯びる性質ではなく、人間の生き方に関わる何かである。そして、それは人間のあり方を本質的に変え、その人の生命に永遠性を与えるとハイデッガーは言っている。この言説は若者を戦争へと駆り立てるアジテーションになりうるのではないだろうか。

人は覚悟と共に将来へと進み出でる。そして、人は歴史を生み出し、歴史に名を残すのである。ハイデッガーは決意を歴史への貢献と結び付ける。

歴史への、これまでのわたしたちの問いが明らかにしたのは、歴史はもはやひとつの客観、つまりわたしたちが問いかけるひとつの有るものではありえないということ、むしろ歴史は有のひとつの有り方であるということだった。わたしたちは歴史的有を、有の基本的様態と把握する。歴史とは、有るものを表示するひとつの呼称ではなく、有のひとつの様態である。(Heidegger 1994, 117 / 訳 129)

歴史が何か対象としてわたしたちが認識する存在者の一つではなく、存在そのもののあり方であるとハイデッガーは言っている。つまり、この世のあらゆるものは何らかの意味で歴史的なのである。だから、もちろん、人間の存在も歴史的なものであり、人生の目的も歴史に殉じることにある。しかも、その歴史とはわたしたち自身がそれであるところの民族の歴史なのだ。

² 神は存在するか、ということについての証明方法に本体論的証明というのがある。絶対者である神はあらゆる性質や属性を有するのだから、存在という属性も必ず持っているはずだ。だから、神は存在するというのである。だが、存在がハイデッガーの言うように一属性でないのであれば、この証明は正当性を持たない。

伝承によってわたしたち自身の使命はわたしたちを超えて担われていく。伝承によってわたしたちは、将来へと委ね渡される。現成する事柄は、このように将来から押し寄せつつ、わたしたちに到来する。だからわたしたちはこの生起を「将来」と呼ぶのである。将来はわたしたちにおのずから到来するわけではなく、むしろわたしたちが、現今のもの活動に自己を失ったり誤認したりせずに、伝承にしたがひ、それをひきうけることができる場合にのみ到来するのである。(Heidegger 1934, 117-118 / 訳 132)

民族の歴史は過去から連綿と受け継がれてきた。わたしたちはその歴史を引き受けて、将来に向かって歴史に殉じていくことで、長い歴史の一つの不可欠のパーツになることができる。こうして若者を戦場に向かうように仕向ける民族の論理が完成するのである。

2. 田辺元の種の論理

田辺元は西田幾多郎の独自の哲学体系を発展的に乗り越えようと奮闘していくなかで種の論理を自覚的に展開していった。当初から種の論理は民族や国家の説明原理としての性格を色濃く持っていたと言っているだろう。

種と個との交互的媒介が具体的なる存在の限定として必要となる。それは最早生物に止まらず進んで社会に於て始めてその交互的媒介性を示すのであり、更なるその媒介の対自的なる具体化としては、絶対無の応現としての国家的存在に至らなければならぬ。それに於ては種も個も、単にそれだけとして対立する限りは抽象的であって自立存在たることは出来ぬ、いずれも単なる契機に止まることは明である。(田辺 1939, 69)³

たとえば、イヌという生物種を考えてみよう。実際に存在するのは個々のイヌであるが、それらの個体としてのイヌをイヌとしてわれわれが生物種としてのイヌの性質をそれらが共有することを知っているからである。だから、種としてのイヌの方が個々のイヌよりも本質的であるように考えられよう。

だが、生物種としてのイヌというものは現実には存在していない。具体的な存在者は個々のイヌだけなのである。個々のイヌを離れて生物種としてのイヌも存在しえないということを考えると、種よりも個体の方が本来的であるともいえる。

田辺はこの関係を相互的だと言っているのだが、生物の話なら単なる論理的な関係性だけのことである。だが、人類という普遍と人間個人間の媒介項として種としての国家というものを考えた場合、これと個人の関係は現実的であって単に論理の問題でないことが理解できる。

まず、日本人という具体的な個々の国民が存在しなければ、日本という国家や日本民族は存在しえない。この意味で日本人の一人一人が種としての日本国や日本民族を存在させている。

しかし、日本民族が存在しなければ、日本語や日本文化など私たち日本人が共有する伝統はなかったであろう。また、日本国が存在しなければ、わたしたち日本国民の生活や安全も保障されないはずである。田辺が種と個の相互依存関係は社会の問題で初めて現実的なものになると言っているのはこの意味においてである。

日本は日本の文化的伝統や日本国の国際社会での活躍を通してでなければ、世界に貢献することができないと田辺は書いている。この意味でも日本人の個々人は人類という普遍に直結することはできず、必ず民族や国家の媒介を必要とするのである。

³ 旧漢字や旧仮名遣いは読みやすさを考えて、現代のそれらに改めてある。以下の引用文も同様である。

文化は一般に種的基体の生命を母体とし地盤として発生しながら、その特殊性の制限を絶対否定的に否定し、以てこれを自己の媒介に転ずるところの個人の活動力の、創造的なる個性的表現を意味する。それは種的伝統を媒介としてこれを絶対否定的に無の現成にまで高める個体の創造に属するが故に、人類の普遍性を有するのである。文化の国際性というのは、単に国家民族を直接に否定して抽象的普遍的に人類の立場に立つことを意味すべきではない。（田辺 1939, 87）

種としての民族や国家はそれを媒介として個人が人類に貢献する中間項としての肯定的側面ばかりを有しているのではない。生物のなかに多くの生物種が存在するように、地球上にも多くの国家や民族があるのだから、それぞれが勢力伸長を目論む結果戦争が起きることは避けられないというのが田辺の見解である。

国家は本来夫々固有の種的基体を契機とするものであり、而して種は種に対して自己を主張し、その生命を維持伸張することを本質とするものであるから、国家は一方に於てそれに属する個人の自律的自発性に由来する文化の創造を媒介として人類の連帯をもつと同時に、その種的対立関係に於ける自国本位的の勢力維持伸張が利害なる連合対抗となって、人類の連帯に交錯するのである。（田辺 1939, 88）

こうした種としての民族や国家のあり方が肯定されてしまえば、当然個人が民族や国家に殉じるべきだという主張が導かれるのはむしろ必然である。さらに、個人がその栄光ある死によって民族と共に生き続ける永遠の生命を得るような観念になるのである。

行為は単にいわゆる個人にのみ属するというのではない。却て個人は未來的否定の主体として、それに対立する過去の種族をその基体にもち、それと交互否定的に転換せられることにより、絶対無の環相として現在の媒介に入るから、具体的に主体性を得るのである。それは自己を失うことによって却て自己を獲得するといわれる所以である。併し斯かる意味に於て絶対無の現成たる個人は、その絶対性を却て種族の否定的媒介に於てのみ実現するのであるから、同時に種族を自己に転じ、種族が絶対否定的に肯定せられた国家を、その具体的内容とするのでなければならぬ。国家が個人の具体的自己と考えられる所以である。国家は種族の過去と個人の未来との、現在の行為に於て絶対無たる永遠の転換により媒介せられた統一として、絶対不変の類たる立場に立つ。(田辺 1940, 167)

こうした難解な、と言うより麻薬的な論理を心の糧として戦争で自ら死を選んでいった若者がどれほどいたかと思うと胸にこみあげてくるものがある。田辺は本来、西田における類と個の緊張関係を現実的な媒介項として種によって現実社会の説明理論としての使用に耐えるものにしようとしたはずである。だが、ここでは個人と民族・国家との相互否定的関係から、個人が民族のために死ぬのは当然であり、個人の尊い死によって否定された国家は人類的な価値を持つものになると述べられているのであり、論理としては滅茶滅茶である。

田辺は国家と民族との関係を種的特殊性と人類的普遍性との関係になぞらえて説明を試みた。

政治は国家に属するも、種族の対外的対立と内部的統制との方向が、絶対否定的に肯定せられた否定契機として、なお権力関係を含む。これに

対し此二重の対立を絶対否定的に否定する主体そのものの媒介性が、個人の自由なる創意の優越する文化を形造る。政治と文化とは国家の種族的契機と人類的契機に相当し、前者は否定的媒介的であり後者は肯定的媒介的である二面として、互いに区別せられつつ却て統一せられる。而してその転換の媒介者は個人に外ならない。その意味に於て個人は国家を永遠の人類に媒介する倫理的行為主体であり、国家も之を媒介として具体的に国家となり政治的行為の主体となるのである。政治が倫理を離れば、国家は人類の立場から頽落して単なる種族となり、政治は文化の媒介を失い権力は正義の根拠を失なわなければならぬ。（田辺 1940, 168）

この文章の背景にあるのは、戦時下色が濃くなるなかで学問や文化といった活動が国家的な監視と制限とを受けることになっていったという時勢の動きであったかもしれない。国家は国内政治によって国民の自由な精神活動に制限を加える場合があり、それは個人の自由な創造性の観点から言えば制約でしかない。だから、個人は自由の観点から国家の抑圧と統制に抵抗する権利を持っている。

田辺の文章からリベラルな側面を切り出せば、そのようにまとめることができるだろう。さらに、国家が民族という種族的な限定性を持っているのに対して、個人は人類という普遍に直結している側面があると田辺は言っている。つまり、個人がその良心にしたがって世界平和を希求する倫理的な発言や行動をすることが必要だと言うのである。

だから、国家が単に侵略的な戦争に打って出るとは反倫理的なものとして非難されねばならないし、国民はそれに抵抗すべきである。しかし、戦争はそれが始まるとき、必ず国家が正義の戦争というロジックを展開するのではないだろうか。実際日本が太平洋戦争に突き進むときも、欧米列強からア

ジア諸民族を開放するという大義名分があった。そして、田辺ら京都学派の思想もまた、正義の戦争というロジックに絡めとられ、それを正当化するイデオロギーとなってしまったのである。

3. 西田幾多郎における類と個

田辺が種の論理を提起すると西田幾多郎は真摯に対応した。しかし、それは種の論理をそのまま受け入れるというより、むしろ、それを相対化するといった対応であった。西田の文章から西田が種の論理をどのように考えていたかが明らかになる。

我々は創造的世界の創造的要素となる。そこに我々は個が働くと考えるのである。世界が個性的となるのである。併しそれは種がなくなると云うことではない、種が弁証法的一般者の種として、自己自身を限定する特殊者として生きることである。個が個として創造的となるということは、単に孤立的に個となると云うことではない、一般の特殊として種の使命を果たすことである。故に世界が創造的となるということは、世界が個性的に自己自身を限定することである。(西田 1937, 145)

田辺の種の論理では、個と種とが互いに相互否定的に媒介しあう結果、個が類の普遍と繋がるものとして考えられていた。背景にあるのは、田辺が種を積極的なものと考えた分だけ、類の存在感が希薄であったという事情であろう。

これに対して、西田の場合、最初にあるのは類が自己否定的に個を存在せしめるという関係である。西田にとって個というのは絶対的に個性的な存在だから、類の実は徹底的に否定的なものとして扱われる。これを称して類

は絶対無の場所であると言うのである。場所と言っているのは、個がそこにおいて存在する在りかという意味である。

そうなる、確かに一般に対して特殊としての種をわたしたちが考えることができるとしても、その実在性は西田にあってはそれほど濃厚なものとならない。種は類の側から見て個に至る途中の媒介項ではあってもそれほど積極的な意味を持つものではないのである。人類と個人の間には確かに民族や国家という媒介項はあるが、あくまでも世界の視点から各国の織り成す歴史を見るべきだと西田は考えている。

種と個とは対立する。併しそれは種は弁証法的一般者の種として、個も弁証法的一般者の個として相対立するのである。種が種として単に因襲的に自己を特定することは死である。ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへ行くことは、一面に種の分解であるが、一面に種の発展でもある。後者の方向に於て、弁証法的一般者の自己限定として、そこに世界歴史的なものが働くのである。（西田 1937, 146）

個人こそが歴史を形成する要因であると西田はここで言っている。共同体的な旧社会が近代的個人に分解することで日本は新しい民主的な社会になった。それは民族の崩壊ではなく発展であると、西田は肯定的に見ていた。頑なに民族性を唱えることは民族自身の死を意味する。個人の自由が日本という国家を発展させるのである。

歴史に於ては、唯一つの民族というものはない。いずれも主体的として環境に対し、他の民族に対する。種々なる民族は種々なる傾向の担い手である（民族は歴史的傾向の担い手として歴史的主体となるのである）。併し歴史は単に民族の連関ではない。かかる連関の何処かが中心として

世界は個性を有つのである。そこに矛盾的自己同一として特殊が一般となるのである。而して特殊が一般であると言うことは、個物が一般であると言うことである。弁証法的一般者の自己限定として、特殊が一般であると云い得るのである。そこには個が働かねばならない。世代というのは、個が単に種の個ではなくして、基体的・主体的に働く世界でなければならぬ。(西田 1937, 176)

ここでも西田が強調しているのは民族の相対性と世界史的視点の重要性である。個人は民族や国家があつての個人ではなく、あくまでも人類に直結するものここでは言われている。世界秩序を考え、世界史に貢献することで、個人の特殊性は普遍的価値に繋がるというのである。

独立した一つの民族の歴史というものはない。必ず一つの民族は他の民族と関わりあつて世界史を形成していく。西田はあくまでも人類の立場から様々な民族の興亡と盛衰を見ようとする。種を主体的なものとして確固たる存在と考える田辺とはかなり異なっている。

人間は制作的である。作られたものが独立的として逆に作るものを変ずる所に、人間の歴史的生活があるのである。而してかかる意味に於て歴史のならざる人間生活というものはない。歴史的種即ち社会というものは、かかる矛盾的自己同一によって成立するのである。此故に歴史的種というのは、いかにそれが孤立的であっても、その成立そのものに於て、歴史的世界の自己限定の或傾向を担うという性質を有っていなければならない。歴史に於ては、唯一つの民族というものはないと云われる。縦、そういうものがあつたとしても、右の如き性質に於てそれは歴史的種でなければならない。世界史しか書けないというのは、かかる意味に於てでなければならない。そこには種が種に対立し個性的に時代を形成するという性質が含まれていなければならない。(西田 1937, 191)

民族や国家について西田は歴史的種という言葉を用い、それらが不変で変動の無いものではなく常に変化発展していくことを強調している。一つの民族は独立自存ではないから、必ず世界史のなかで他の民族と交渉し影響を受けていく。何が何でも他国を圧倒して領土を拡大するというものでもない。あるときは他の民族と融和を図ったり、世界秩序に貢献したりすることにもなろう。むしろ、その方が民族の発展や進化に好ましい場合の方が多いかもしれない。

このように、田辺の種の論理を自らの哲学に近い方面へと換骨奪胎していく西田であるが、そうなると国家主権的なあり方を批判して世界市民の立場に立つものと批判する向きも出てこよう。この点に関して西田自身が断わりを入れている。

私は種というものは、歴史的現実の自己否定を媒介として成立し、自己自身を否定して、個性的に自己自身を形成する所に、歴史的命を有すると云った。併しそれは歴史的世界に於ての種の実在性を軽視すると云うのではない。私の世界というものは、世界市民的な抽象的一般的世界を意味するのではない。個性的となると云うことは、個人的となると云うことではない。現実は何処までも決定せられたものでありながら、自己自身のなかに自己否定を含み、自己自身を越えて現実から現実へと行く所に、歴史的現実というものがあつて、それは種が種として、何処までも自己自身の立場から自己自身を主張し、同じ環境に於て、幾多の種と種とが対立し相争うと云うことでなければならない。そこに私の歴史的現実としての世界というものがあつるのである。世界というものは、一即多多即一的な矛盾的自己同一の場所であるのである。故に私は最も国家主義的な時代と考えられる今日を、最も世界主義的な時代と考えるのである。

（西田 1937, 199）

西田流の即の論理によってわかりにくくなっているかもしれないが、民族と国家が相争う今日的な世界は逆に最も世界主義的な時代でもあるという把握に、西田の最も言いたい眼目があると思われる。西田が言っている民族と民族が対立するという表現を、文字通り戦争や紛争と取る必要はない。なぜなら、西田においての歴史的種、すなわち、民族や国家はあくまでも自己否定の側面が強調されているからだ。国益のための戦争が求められている事態でも、国家は理性を働かせて世界秩序の維持のために自ら折れる必要もあるということではなかろうか。

西田にとって、民族と個人の関係は民族に個人が従うということではない。あくまでも近代的に独立した個人が国家の中心である。個人と個人が個性的に対立する近代社会でこそ、日本という民族社会も生きてくる。国家が生命力を有するためには徹底して個人の権利が守られなければならないのである。

主体が環境を、環境が主体を限定し、作られたものから作るものへという歴史的進展の過程に於て、個というものが出来なければならぬと云うことが考えられるであろう。主体的なるものが時代を担うものとして個性的なる時、種の個は単なる種の個ではなくして、個に対する個の性質を有していなければならない。そのかぎり種が生きた種である。

(西田 1937, 200)

おわりに

西田は個人に対する民族や国家といった歴史的種に対して、生物的種という言い方もしている。これは人間個人に対してヒトという生物種のことであり、いわゆる人類に当たると言っていいたいだろう。

西田では、国家が主体となる田辺の種の論理に対して、あくまでもそれら

が織り成す世界史の立場から歴史を見ようとしていた。そこには民族や国家という歴史的種が言わば虚構のものであって、実在する種は人類という生物種だけであるという認識が透けて見えるのである。

ハイデッガーは個々の存在者と区別された存在そのものに注目し、それを自らの哲学の真の追究対象とした。西田は個物の存在を説明するときに、自らは存在しない絶対無の自己限定というロジックを使っている。つまり、ハイデッガーの存在それ自体は西田の絶対無の場所に相当すると考えられる。

西田は絶対無という最も一般的な類が自己否定的に自己限定することで、特殊個性的な個物が存在させられてくるという論理を展開した。ハイデッガーも存在者が持つ圧倒的な迫力を、そのわれわれに迫ってくるような具体性と捉えた点で西田に類似している。

では、両者の違いはどこにあるのだろうか。そして、ハイデッガーはどこで道を違えたのであろうか。言うまでもなく、西田はわれわれの最も具体的な姿を人類という生物種として捉えていたのに対して、ハイデッガーは身の回りにいるドイツ民族として捉えていた点の違いである。

田辺の場合もそうだが、ハイデッガーのような過ちをわれわれは歴史のそこかしこに見ることができるのではないだろうか。すなわち、抽象度の高い、哲学的な思索を短絡的に時事的な話題や判断に当て嵌めてしまう過ちである。筆者はこうした過ちを、哲学的思索の矮小化と呼ぶことができると考えている。

哲学的な思索は普遍的な真理を目指して、高い抽象度で行われる。しかし、哲学者も生身の肉体を持ち、特定の社会の一員として生活する個人であるから、ごく日常的な判断にあって、または、社会から求められた場合の意見具申にあって、具体的な判断と自分の思索を知らず知らずのうちに端的に結び付けることもあると容易に想像できる。

こうした点を鑑みると、時局が切迫するなかでも浮世離れした言語表現

を持続した西田のあり方は、哲学者としての良心に合致したものであったと評価できるかもしれない。現代の自国本位、国益追求の時代にあって、多くの人々が人類よりも自民族という内向きの志向に陥っているように思われる。わたしたちはそのような時代のなかで選択を誤らないために、普遍的な人類的価値を絶対に手放してはならないのだと思う。

【参照文献】

- Heidegger, M., *Logik als die Frage nach dem Wesen der Sprach*, Gesamausgabe, II. Abteilung: Vorlesungen 1919-1944, Band 38, Vittorio Klostermann, Frankfurt am Mein, 1998. (小林信之他訳『言葉の本質への問いとしての論理学』ハイデッガー全集第38巻、第2部門・講義1919-1944、創文社、2003年。)
- 田辺元『種の論理論文集Ⅱ』田辺元全集第7巻、筑摩書房、1963年。
- 西田幾多郎『哲学論文集第二』西田幾多郎全集第8巻、岩波書店、2003年。

認知的不協和理論と消費者合理性

姜 文 源*

阿比留 正弘先生の生前のお姿を偲びつつ、心からお悔やみ申し上げます。阿比留先生は、筑波大学大学院において私の先輩で、不確実性の経済学の研究で著名な酒井泰弘教授の弟子でした。いま考えてみれば、阿比留先生はベンチャー企業論の研究や教育を通して、不確実な世の中に挑戦し続けていた人物でした。長い間、学生たちにもそのチャレンジ精神を強調していたと思いますし、学生たちが自分の人生の真の設計者になれるように学生教育に人の何倍も力を入れていた先生でした。もう一度、先生のご冥福をお祈りいたします。

序 論

認知的不協和理論 (Cognitive Dissonance Theory) が経済学に応用されるようになったのは、1982年 Akerlof と Dickens の論文が発表されてからである。この理論は経済学的な主体がその目的関数が誤っていることを認知したとしても、その誤った目的関数の修正が行われない可能性を示唆しているものである。認知的不協和を経験する経済学的主体は自分の持つ信念 (belief) と一致しない情報に接したとき、新しい情報による目的関数のアップデートを行わないこと

*福岡大学経済学部

がある。Akerlof と Dickens (1982) はこのような可能性が経済現象に及ぼす影響についてモデルの中で分析した最初の論文であったと思う。この論文は、Gilad-Kaish-Loeb (以下 GKL と表記する、1985、1987) によって発展される。GKL は Cohen-Axerlod (1984) が提示した Surprise Theory を認知的不協和理論に応用して、期待していた経済行動(消費や投資など)の結果と実現された結果の差によって定義される Surprise (以下、S と表記する) が目的関数の修正にかかるコスト(このコストを以下、k とする)より小さい場合は、求められる目的関数の修正は行われない行動モデルを提示した。GKL はこのコスト k が一種の心理的コストであると考えたようだが、その結果、コスト k を内生的に説明することが出来ず、k は経済的行動モデルとは独立した外生変数として扱われた。この問題はその後 GKL モデルの応用に大きな障害として働いていたと思われる。たとえば、Kang (1993、2009) は GKL モデルに多重人格モデル (Two Self Theory、Thaler-Shefrin、1981) を取り入れ、モデルの新しい解釈、応用を試みたが、GKL と同じく、k を外生変数として設定していた。さて、本稿の目的は、この古い課題 (k を内生的に説明できない課題) に対して 1 つのソリューションを提示する事例を紹介すると同時に、このような多重人格—認知的不協和に陥っているケースが合理性論争に与える示唆点について論じることにある(ここでいう合理性論争とは、たとえば、Beck (2023) で指摘された問題をいう)。本稿では、シンプルな消費者モデルにおいて、k を内生変数として説明できる例を示しその経済的なインプリケーション、とくに本稿で想定された問題構造が経済学的な主体の合理性判断に与える示唆点について検討することにする。

本研究で紹介するモデルは、GKL の認知的不協和理論を Thaler-Shefrin (1981) の多重人格モデルの枠で概念化しているものである。まず、この論文

では Thaler-Shefrin のモデルを拡大し、一人の経済主体（agent）は複数の人格を持っていて、その人格（personality）を Planner と Doer、そして Verdict にわける。言葉通り、Planner は行動を Plan する人格であり、Doer は実際に行動を行う人格であると理解すれば良い。Verdict は以下で説明するように、Doer の行動を規制する目的関数を強制できる第3の人格であると措定される。行動の Plan と Do にはギャップが存在すると仮定され、そのギャップが Surprise であると定義される。この Surprise の大きさが（その大きさは効用または貨幣によって測定される）、行動を修正する何かのコスト、 k より小さければ（よって、この k も効用または貨幣によって定義される）、Plan と Do のギャップが存在しても行動の修正は行われぬ。即ち、認知的不協和に陥った消費者は、行為 Do が意思 Plan と一致していないことがわかっていても、その「誤った」行為を続けることがある⁽¹⁾。この論文で紹介する事例において、私たちは以下のように Planner と Doer の違いを定義することにする。Planner には時間選好が存在しないが（未来のベネフィットを効用の次元で割り引くことをしないが）、Doer には時間選好が存在して Doer は未来に得ると期待される効用水準を、現在を基準として主観的な割引を行うと定義する⁽²⁾。このように定義することで、Plan と Do のギャップ、そしてそれによる Surprise が内生的に、そして必然的に発生するが、このとき、1つの例として、 k は行動の修正を実施しないことによって得られる現在の効用増加によって内生的に概念化できる。

本稿の構成について、まず第2節では基本モデルを紹介し、その解について説明する。第3節では、Doer の時間割引率が無限大である場合について（Doer が「いま」しか考えない場合）、このモデルの持つインプリケーションについて論じる。第3節で、私たちは経済が発展していくにつれて（個人の持つ資産が増加することによって）認知的不協和に落ちいった経済行動が減少していくこ

と、即ち啓蒙主義が主張しているように、経済の発展が人間を合理的な行動に導くという前提が、必ずしも正しくないことを示す。逆に、経済成長による資産の増加が人々を非合理的な行動に導く可能性があることが本研究では示唆される。「非合理的」という言葉を使うからには、その「非合理的」という意味が何かを明確にしなければいけない。第4節では、本稿で提示されるようなモデルが、経済学的な合理性の観点からはどのように解釈されるべきか、という問題について論じる。本稿で紹介する事例は、一般的に経済学で用いられる合理性基準、Beckerの合理性基準（1996）、Broomeの合理性基準（2013）を満たさないとは判断できないが、Hausmanの合理性基準（2015）を満たさないと判断できることが指摘される。この点は、経済学における合理性判断において、Hausmanの合理性基準を用いることがより適切であるケースが存在することを示唆すると思われる。結びは、この研究で得た結果をまとめたものになる。

基本モデル

この研究において、経済主体は Planner と Doer、Verdict の3つの人格に分裂していると仮定する（Thaler-Shefrin、1981、は Planner と Doer の2つの人格をモデル化している）。3つの人格はそれぞれの効用関数、目的関数を持っていると仮定される。効用はいま（1期ということにする）と未来（2期という）の2期において定義されるが、Planner と Doer の違いは、Planner が2期の効用を1期と同等に評価していることに対し、Doer は2期に期待される効用を現在の時点で割り引くことに存在すると仮定する。Verdict は Planner と Doer の2つの人格が提示する2つの効用関数の中、行為の基準となる目的関数を選ぶことになるが、この選択の基準は Surprise (S) と k の大きさの比較によって行われ、 $S < k$ ならば、Verdict は Planner の提案を無視し、Doer が想定する効用関数

のもとで行動するようにする（Cohen-Axerlod, 1984, GKL, 1985, 1987）。既存の研究において、S と k の比較を行う人格は「誰か」という問題が明確ではなかったと思われるが、本稿ではこの比較は第3の人格である Verdict によって1期の最初に行われると考えることにする。Planner と Doer はそれぞれの目的関数によって定義され、この2つの人格は最大化行動をその行動原理にしていると仮定する。本稿で3つの人格、多重人格を想定する理由は、1つの人格が複数の目的関数、または複数の行動原理を持つことはできないと前提しているからである。1つの目的関数、そしてその「目的」関数に含意される1つの行動原理（最大化行動等）に1つの人格が対応されると本稿では仮定しているのである（Winston, 1980、は一人の主体＝人格が複数の目的関数を持つ場合について論じているが、同じく、特定の行動を決定する際に用いられる目的関数がどのように決定されるか、という問題を内生的に説明してない。最近の新消費社会論（たとえば、間々田（2016）においても、同様の問題が指摘されている（Kang-Ryu-Jeong, 2023））。本稿で紹介する多重人格、Planner、Doer、Verdict のモデルは、Carter（2008）が提案した Controller、Defender、Punisher の概念に対応すると解釈できる。消費行動の Plan を提示する Planner は Carter のいう Controller に対応し、「既存の行動」に執着する Doer は Defender、Verdict は Punisher に対応する概念として、本稿では解釈している⁽³⁾。

Planner が考える効用関数は、以下のように定義される、

$$(1) \quad U_p = u(C_p^1) + v(C_p^2)$$

U_p は Planner の効用関数、 C_p^1 は1期の消費水準、 C_p^2 は2期の消費水準を意味する。u と v について、その1階微分が（+）であり、2階微分は（-）であるとする通常の仮定は維持される。一方、Doer が考える効用関数は（2）のように定義する。

$$(2) U_d = u(C_d^1) + \beta v(C_d^2)$$

同じく、 U_d は Doer の効用関数であり、(1) と同様に 1 期と 2 期の消費が定義される。 β は $1/(1+\rho)$ であり、 $\rho > 0$ は時間選好率を意味する。消費者の予算制約は (3) のように定義される。

$$(3) P^e C_i^2 = (A - C_i^1) r + W^e, \quad i = p, d.$$

ここで、 P^e は 2 期に予想される価格であり（単純化のため、1 期の価格を 1 としている）、 A は 1 期に与えられている資産、 r は市場利子率、 W^e は 2 期に予想される市場賃金のことである。後述するように、本稿では主に $(A - C_i^1) \geq 0$ のケースについて考える。以上の変数はすべて外生変数である。さらに、モデルに関連するすべての事柄において、完全情報が仮定されていることに留意されたい（この仮定には、Planner と Doer、そして Verdict が (1) から (3) に定義されたすべての状況、さらには 2 つの行動原理（最大化行動と行為を決定する効用関数の選別基準）を熟知しているという仮定をもふくまれる）。

まずは、Planner が直面する最大化問題を解く。この際、関連する Determinant Δ は、

$$\Delta = -r^2 v'' - (P^e)^2 u'' > 0$$

となる。そして、 $(\partial C_p^1 / \partial P^e) = (r v'' C_p^2 + r P^e \lambda) / \Delta$ (λ は関連するラグランジュ乗数である。 $\partial C_p^1 / \partial P^e$ は v'' が十分に小さいとすれば、+になる)、 $(\partial C_p^2 / \partial P^e) = (P^e u'' - r C_p^2 - r^2 \lambda) / \Delta < 0$ 、 $(\partial C_p^1 / \partial W^e) = (-r v'') / \Delta > 0$ 、 $(\partial C_p^2 / \partial W^e) = (-P^e u'') / \Delta > 0$ 、 $(\partial C_p^1 / \partial A) = (-r^2 v'') / \Delta > 0$ 、 $(\partial C_p^2 / \partial A) = (-r P^e u'') / \Delta > 0$ 、 $(\partial C_p^2 / \partial r) = (r P^e \lambda - P^e u'' (A - C_p^1)) / \Delta > 0$ 、となることが確認できるが、これらはモデルが正常に機能していることを含意すると解釈できる。一方、市場利子率の上昇が 1 期の消費に与える影響は定かではなく⁽⁴⁾、 $(\partial C_p^1 / \partial r) = (-r v'' (A - C_p^1) - (P^e)^2 \lambda) / \Delta$ 、市場利子率の増加が 1

期の消費を増やすことも可能である。さて、いうまでもないが、上記の表記において、消費水準は均衡における解（とその変化）を意味する。以下においても、同様であって、とくに、以下 S と k を定義するとき、消費水準はそれぞれ均衡解を意味していることに注意されたい。

次に、Doer の最大化問題を解く。これはもちろん (3) の制約のもとで、(2) を最大化することになる。同じく、関連する Δ^0 は、

$$\Delta^0 = (-r^2 v' / \beta) - (P^e)^2 u'' > 0$$

となり、 $(\partial C_d^1 / \partial P^e) = [((rv'' C_d^2) / \beta) + rP^e \lambda] / \Delta^0 \geq 0$ 、 $(\partial C_d^2 / \partial P^e) = (P^e u'' C_d^2 - r^2 \lambda^0) / \Delta^0$ 、 $(\partial C_d^1 / \partial W^e) = ((-rv'') / \beta) / \Delta^0 > 0$ 、 $(\partial C_d^2 / \partial W^e) = (-P^e u'') / \Delta^0 > 0$ 、 $(\partial C_d^1 / \partial A) = ((-r^2 v'') / \beta) / \Delta^0 > 0$ 、 $(\partial C_d^2 / \partial A) = (-rP^e u'') / \Delta^0 > 0$ 、 $(\partial C_d^1 / \partial r) = [(-rv'' (A - C_d^1) / \beta) - (P^e)^2 \lambda] / \Delta^0 \geq 0$ 、 $(\partial C_d^2 / \partial r) = (rP^e \lambda^0 - P^e u'' (A - C_d^1)) / \Delta^0 > 0$ 、であることが確認できる。さらに、 $(\partial C_d^1 / \partial \beta) = ((rP^e v' / \beta^2)) / \Delta^0 > 0$ 、 $(\partial C_d^2 / \partial \beta) = (-r^2 v' / \beta^2) / \Delta^0 < 0$ 、となる。

モデルの解とインプリケーション

さて、私たちが興味を持っている問題は、この認知的不協和の状態の中 (Planner と Doer の 2 つの異なる目的関数に直面している中)、経済的な主体の行動はどのように決まるか、という問題である。この問題について、この研究では以下のような解（とその解に到達するプロセス）を提案する。

- ① 1 期の最初に、Verdict は目的関数 (1) と (2) のもとでの最大化問題とその解（1 期と 2 期の消費水準）を知るとする。(1) は Planner によって、(2) は Doer によって Verdict に提案された目的関数であり、Planner と Doer はそれぞれが持つ目的関数によって定義される。Surprise の定義から、

Verdict はまず Doer の効用関数を基準に考えると想定されていることに注意されたい。

- ② それぞれの解の差は、Surprise (S) として定義される (Cohen-Axerlod, 1984)。Verdict は、この S と、Doer に自信の目的関数を諦めさせて Planner の提案を受け入れるよう強制する際に生じるコスト k を比較する。
- ③ この比較において、 $S > k$ ならば Verdict は Planner の提案を受け入れて、Doer に目的関数の変更を強制する。その逆も成立する (GKL, 1987)。

このような前提のもと、本稿では S と k を以下のように定義する。

$$(4) S = U_p - U_d$$

この定義は、Cohen-Axerlod (1984)、GKL (1987) と同様である。一方、k について、本稿では以下のように独自の定義を行うことにする。

$$(5) k = k(C_p^1, C_p^2, C_d^1, C_d^2)$$

(4)、(5) の定義の背景にある考え方、モデルの設定は以下のように説明できる。まずは、Verdict の行動原理を説明するためには、Verdict の目的関数を設定する必要があるが (この部分が過去の研究では明確ではなかった)、上記のようなフレームワークから Verdict の目的関数 (効用関数) は (6) のように定義されることがわかる。

$$(6) U_v = U_v(S, k), (\partial U_v / \partial S) < 0, (\partial U_v / \partial k) < 0$$

Cohen-Axerlod、GKL が想定した $S - k \leq 0$ の行動原理は、(6) の特殊なケースとして解釈されるべきである。(5) のような定義は恣意的なものではない。S と k の比較が行われるならば、定義上、k は効用の次元で定義されなければならない。効用は本稿の定義上では消費水準のみに依存するために、k の定義は (5) のようになる。もちろん、(5) はより具体化、構造化しなければ、そのままでは使えない形ではある。ここでは、1つの例として、(5) を (7) のよう

に単純化して論じることしたい。

$$(7) k = u_d - u_p$$

ここで、Sの定義は通常のもので、kの定義は本稿で初めて提案するものである。そもそもkの具体的な定義は存在しなかったものである。(7)のような特定化は、Verdictが十分にmyopicであることを措定しているものである。言い換えると、本稿では3つの人格からなる多重人格モデルを取り入れているが、具体的にそれぞれの人格は時間選好率 ρ によって特徴づけることができ、 $\rho = 0$ である人格がPlanner、 $0 < \rho \leq \infty$ である人格がDoerは、 ρ が ∞ である人格がVerdictであるということになる。以下で私たちはDoerの持つ ρ が無限大であるケースについて論じるが、この場合、DoerとVerdictの違いはその行動原理によって現れることになる。Plannerとは異なり、Doerは2期の効用を割引くのであるが、さらにVerdictは、Plannerの提案を受け入れるかどうかを判断する上で、1期における効用の減少のみを判断の基準とする。このようなフレームワークを設定している理由は以下のように説明できる。まずは、本稿で提示されたモデルにおいては、必ず $S > 0$ となることを確認していただきたい。即ち、

$$U_p(C_p^1, C_p^2) > U_p(C_d^1, C_d^2) > U_d(C_d^1, C_d^2)$$

2期の効用水準を割り引かないことを前提にした1期と2期にわたる消費水準の配分が、2期の効用を割り引く場合の消費の配分よりも、より効率的なものになることは明確である。即ち、私たちが直面している問題は、1期と2期における消費の配分問題であって、時間選好率 ρ 、または β はある種の取引費用のように作用しているものである（時間的な配分問題を空間的な配分問題に再解釈すれば、 β がある種の取引費用に対応することがわかる）。2期に消費をまわすこと（貯蓄すること）は、DoerやVerdictにとっては、ある種のコストがかかることであって（このコストが β の大きさとして現れる）、このコス

トを0にすることができるならば2期間の配分の効率がよくなり、2期にわたる効用水準が高くなることは自明である⁽⁵⁾。つまり、資産A、2期の期待賃金 W^e などの外生変数の変化に対して、PlannerはDoerよりもっと弾力的に反応するだろうということがわかる。(5)、(7)はこの「ある種のコスト」を定式化しているものであると解釈できる。 k は時間選好率 ρ 、または β と関係していて、 β が小さくなれば(ρ が大きくなれば) k が大きくなる。しかし、両者は、 ρ がDoerにとっては存在論的に与えられた(と措定している)外生変数であることに対して、 k は(5)のように内生的に決まる内生変数であるところで、解釈的には大きく異なるものである。

本稿において、Surprise、そして k を「体験」するのは、第3の人格Verdictであると想定される。Verdictの行動は、PlannerとDoerの何かのバランスをとることではなく、どちらかを支持する選択($S \geq k$ の条件)をすることにしているが、これはCarter(2008)が提示したPunisherの概念と対比されると思われる。そして、このようなフレームワークの中では、多重人格が存在しているとしても、実際の行動に現れる人格(目的関数)はPlannerか、Doerかどちらか1つである。これは、多重人格モデルは1つの隠喩(metaphor)であり、実際の行動に現れる人格は1つであるというBaumeister(2018)の見解と一致する。私たちは賃金水準の変化、物価の変化、資産規模の変化などの外生変数の変化によって、PlannerとDoerの関係がどのように変化し(行為の基準になる目的関数がどのように変化し、あるいは、変化せず)、それが経済行動にどのように現れるか、という問題に興味を持つ。ここでは、この問題をよりシンプルな形でわかりやすく説明するために、以下では ρ が無限大で、 β が0となる(Doerがいましか考えない)場合におけるモデルの動きを説明することにしたい。以下で得られる結果は、 β が0ではないより一般的なケースにおいても、いくつか

の許容範囲の仮定を取り入れることで成立する。さて、議論を続ける前に、いくつかの仮定を追加する必要がある。まずは、金融市場が不完全であり、1期に借金をして消費する可能性 ($C_d^1 > A$) はないとする (たとえば、Kang (1993) を参照されたい)。次に、 $C_d^1 = A$ 、 $C_d^2 = W^e$ になる条件は、与えられた β に対して、 $(\partial U_d / \partial C_d^1) > \beta (\partial U_d / \partial C_d^2)$ となる。あるいは、この条件は、 $(\partial U_d / \partial A) / (\partial U_d / \partial W^e) > \beta$ に書き換えることもできる。 $\beta = 0$ ではなくても、この条件が成立すれば、以下の事例は成立する。しかし、議論の単純化のために、以下では $\beta = 0$ の仮定を維持することにする。

$C_d^1 = A$ 、 $C_d^2 = W^e$ となる場合において、(7) は、

$$(8) \quad k = u(A) - u(C_p^1)$$

になる。さらに、

$$(9) \quad S = u(C_p^1) - u(A) + v(C_p^2) - v(W^e)$$

となる。ここで、 $(\partial k / \partial A) = (\partial u / \partial A) - (\partial u / \partial C_p^1) (\partial C_p^1 / \partial A) > (\partial u / \partial A) (1 + (r^2 v'' / \Delta)) = (\partial u / \partial A) (- (P^e)^2 u'' / \Delta) > 0$ 、であることが確認できる。さらに、 $(\partial S / \partial A) = -(\partial k / \partial A) + v'(\partial C_p^2 / \partial A)$ となる。以上のことから、 $v'(\partial C_p^2 / \partial A) < 2(\partial k / \partial A)$ であれば、 $(\partial (S - k) / \partial A) < 0$ となることがわかる。この条件は、たとえば v'' が十分に小さければ、成立する。これは一定の条件のもとで、資産 A が増加すると、Planner の効用関数は排除され、Doer の効用関数が維持されることを示す結果である。重要なポイントは、 $(\partial k / \partial A)$ は明確に (+) で、 $(\partial S / \partial A)$ は単調関数ではないこと、よって、 A が増加するある範囲においては、 $S < k$ となること、 $(\partial (S - k) / \partial A) < 0$ となることが可能であることが示唆されているという点にある。これは資産の増加 (による所得の増加) が、必ずしも人々を合理的な行動に導くことではないことを示唆している結果であって非常に興味深い (ここでいう合理性の意味は次

節で議論する)。一方、期待賃金 W^e の上昇は、 k には影響を与えず、 S を小さくする可能性がある（前述したように、Planner が Doer より弾力的な反応を示すからである）、つまり、資産 A の増加とは異なり、期待賃金 W^e の増加は、人々をより合理的な行動に導く可能性があることが示されている。この結果は面白いインプリケーションを持つが、非常に単純化されたモデルから出た結果でもあって、本稿では、その可能性があるとは指摘するだけにして、これ以上その含意を論じることは避けたい。このモデルで重要なポイントは、モデルが提示するフレームワークそのものであって、特定化した事例分析から得た結果の政策的含意を考えることではない。とはいうものの、前述したように、この具体的な例から得る結果はより一般的なケースでも成立するものであって、上述したインプリケーションは、単なる特殊例の持つ特殊解の特徴ではないことを併せて指摘しておきたい。

合理性基準

まずは、これから議論の対象になる消費者についてより明確に記述した後、この消費者を「非合理的」と判断できる場合について論じたいと考える。私たちが議論の対象にする消費者は、①3つの人格を持っている、②3つの人格はそれぞれの目的関数（選好関係）を持っている、③最初にこの消費者は、Doer の選好に従った消費計画を考える、④Planner は Doer と異なる消費計画を持っていて、Planner の計画に従うほうが、この消費者の生涯にわたる効用水準が高くする、その理由は Doer が未来の効用を大きく割り引くからである（「大きく」の意味については、前節の議論を参照されたい）、⑤この消費者が消費計画を Planner の選好に従うものに変更するには、内生的なコスト k がかかる。この k は効用の単位で定義される、⑥Verdict の効用最大化は、 k が S よ

り大きい場合、Planner の提案に従わないことを求める、⑦この消費者の行動に現れる選好関係（Planner か、Doer か）は、与えられた資産や未来の所得水準など、外生変数の変化によって変わることがある。このように設定された消費者の行動は、非合理的であるようにみえる。暗黙的ではあるが、この分野における既存の研究は、Planner の選好関係が合理的で、Doer の選好関係は非合理的であると想定し、Doer の選好関係によって行動する消費者は非合理的であると判断していたと思われる。しかし、この消費者を対象とする合理性判断は難しい問題で、この消費者に対して「非合理的」という判断は、私たちが Subjectivist（主観主義）の立場をとる限り簡単ではない。以下ではこの問題について、論じることとするが、その前に上のように定義した消費者問題を下のようにより明確にしたい（以下は前節の例をより一般化したものである）

まず、Planner の効用関数を (10) のように定義し、(10) は通常の設定をすべて満たすとする。

$$(10) U_p = U_p(x_p)$$

$x_p = (x_{p1}, \dots, x_{pn})$ は時間に対して 1 期から n 期までの消費水準である。同様に、Doer の効用関数を (11) のように定義する。

$$(11) U_d = U_d(x_d)$$

$x_d = (x_{d1}, \dots, x_{dn})$ は 1 期から n 期までの Doer の消費水準である。Planner と Doer の定義によって、

$$(12) S = U_p(x_p^*) - U_d(x_d^*) > 0$$

となる。一方、k は、

$$(13) k = U_d(x_d^s) - U_p(x_p^s)$$

と定義され、 $x_d^s = (x_{d1}^s, \dots, x_{ds}^s)$ 、 $x_p^s = (x_{p1}^s, \dots, x_{ps}^s)$ であり、 $s < n$ である。本稿で用いる例は、 $k > S > 0$ のケースである。

ここで、私たちが考えている消費者行動の合理性について判断するため、繰り返しの感はあるが、この消費者が置かれている状況と彼の選択について整理してみたい。この消費者は3つの人格を持っている。そして、2つの選好関係、効用関数を持っている。それぞれの選好関係は合理性基準を満たしていると仮定する。2つの選好関係は(12)の関係にある。即ち、客観的に判断して(第3者として、2つの人格が含意する、この消費者の主観的な効用水準を比較するとき)「より望ましい」選好関係(とそれに対応する人格)が存在する。しかし、この消費者の最初の選択はその「望ましい」選好関係によるものではなかったと仮定する。このとき、問題になるのは、この消費者にとって、最初に選択した人格を変更するには一定のコスト(k)がかかる、ということである。最初の(予定していた)選択を変更するか、しないかという判断は、第3の人格によって行われるが、この第3の人格が経験する(効用の単位ではかった)心理的コストが十分に大きい場合は「望ましい」選好関係への人格の変更は行われない。さて、行動に現れる人格は1つであると仮定しているため、このような心理的葛藤は市場で観察される消費者行動には反映されない。要は、問題の根底にある事情は、(13)のように定義された k が十分に大きいというところにあるが、この k は内生的に決まるとはいうものの、(13)で定義された「問題の構造」そのものは「与えられた」ものでこの消費者の自由意志で変えられる性質のものではない。この状況で、この消費者の選択を「非合理的」であるといえる合理性基準とは何だろうか。以下ではこの問題を論じることにする。

経済学において、合理性に関する定義は様々である。まず、G.Becker(1996)は、合理性は最大化(最適化)行動によって定義されるという。最適化行動は、何らかの効率条件に帰結し、その効率条件の具体的な内容にかかわらず効率条件は合理性を意味する、と考えたのが Becker であったと考える。より一般的

に、経済学における合理性は選考関係の特定基準（completeness、transitivity、stability、context-independence）によって定義される（たとえば、Beck（2023）を参照されたい）。本稿で紹介した経済学的主体は、この一般的な意味では「非合理的」と判断できない⁽⁶⁾。Planner と Doer の選考関係が上記の条件を満たす、と仮定することは本稿で提示したモデルと矛盾しないと考える。前述したように、行動に現れる人格は1つであり、その人格の持つ選考関係は合理性基準を満たしていないと判断する根拠は見当たらない。もちろん、外生変数の変化によって、消費者の行動基準が Doer から Planner に変わる可能性があつて、これは、この消費者の持つ選好関係が不安定になる潜在的な可能性を示唆する。しかし、この潜在的な可能性をもって、非合理的という判断ができるかは定かではないと考える。Becker の合理性基準についても、同様のことがいえて、私たちは最大化行動を仮定しているため、本稿のモデルが Becker の合理性基準を満たしていないと判断する根拠はない。一方、後述するように、「私たちはいまだけではなく、未来の厚生についても考えるべきである」という主張は、Hausman（2015）のいう自明な「Truth Condition」として考えることができるので、Hausman の合理性基準に従い、Planner の人格で行動する主体は合理的であり、Doer の人格で行動する主体は非合理的である、という判断を下すことができる。このような判断が重要な理由は、もし Doer の行動が非合理的であるとの判断ができるならば、Doer の行動を Planner の行動に変えるような政策的な試みがある正当性を得るからである。たとえば、環境保全が合理的で、環境破壊は非合理的であるという判断をするとき、本稿で用いたフレームワークを使うことができる。環境保全（未来を現在と同等に扱うこと）は Planner の行動であり、環境破壊は Doer の行動であるとモデル化して、さらに、Planner の行動は合理的で、Doer の行動は非合理的であるとの判断ができるならば、より強く環境保全政策にコミットできるのである。さて、Hausman の合理性基準

を説明するために、まずは、Broome (2013) の合理性基準を説明することにした。
たい。

Broome (1999) は、経済学でいう選好は「好き」の概念であって「良い (望ましい)」という概念は入ってないと主張する。Hausman (1996) によると、これは厚生経済学の問題になることであって、「好き」の概念から「望ましい」の概念が出るとすればそこには必ず論理的な矛盾が含まれるという (Hausman はここで Moore の論理に依存している)。このような問題を回避するために、Hausman は Truth Condition の概念を取り入れることを提案した。それでは、まず、Broome の合理性基準を説明したい。Broome は以下の条件を満たすとき、経済学的主体 (エージェント、以下主体、エージェントを「N」ということにする)、は合理的であると判断する。

1. ある時点 t において、N はある意向 (intend) をもつ。この意向を e とする、
2. その時点 t において、その意向 e を実現できる行為 m が存在し、 e は m を imply していると N は信じている (believe)。
3. その時点 t において、N は行為 m を行うことができ、その行為は自分の意思決定であると N は信じている (believe)。
4. その時点 t において、N は行為 m を意向する (intend)。

この合理性基準をわかりやすく説明するために例をあげると、たとえば、以下のようなになる (この例は Beck (2023) による)。

1. N はりんごを買いたいという意向を持っている。
2. N はりんごを買うためには、スーパーに行くことだと信じている。
3. N はスーパーに行くことができ、この意思決定は自分によるものであると信じている。
4. N はスーパーに行こうとする。

Broome の合理性基準によると、N が1 から3 の条件を満たすが、スーパーに行こうとしない（4 を満たさない）ならば、N は非合理的であると判断される。同じく、もし N がスーパーに行こうとする意向が、自信の意思決定ではないと信じているなら、N は非合理的であると判断される。この判断基準に従うとき、本稿で紹介された Planner または Doer の行動を非合理的であると判断する根拠はない。ここでいう N が、Doer であるといっても、Doer は上記の合理性基準を満たすことができる。即ち、分析の対象となる消費者、Planner または Doer は、一般的な合理性基準、Becker の基準、Broome の基準を満たしていないとはいえないのである。前節で私たちは Doer の行動を非合理的としていたが、それは本稿で用いる合理性基準が Hausman の合理性基準であるからであった。この点は、Hausman と Broome の違いを説明すれば、いいと考える。

前述したように、Broome の合理性基準には、Hausman と異なり、「良い（望ましい）」の概念は入っていない。たとえば、N がりんごを欲しがるとはではなく、麻薬を欲しがるとしても、Broome の合理性基準を満たすことはできる。麻薬を欲しがると意向を合理的判断の基準から外すためには、何かの倫理的判断、「良い（望ましい）」の概念を合理性基準に取り入れるしか、方法はない。即ち、何かの社会的な、客観的な価値基準を合理的な選好関係の中に取り入れなければ、明らかに非合理的な行動を（たとえば、麻薬中毒になり通り魔になること）合理的選好関係から外すことはできないということである。Hausman は、ここで、Truth Condition の概念を提示する。この概念を提案するため、Hausman は消費財の中には「客観的に望ましい財（望ましくない財）」があること、そして消費選択は長期にわたり dynamic coherent な性質を持たないといけないと提案している（このような立場をとることを、Modified Subjectivism という）。合理性は Truth Condition をも満たさないといけないと考えたのが Hausman であって、た

たとえば、「麻薬を欲しがるとは望ましくない」という命題が証明を要しない「自明」な命題（公理的なもの）であるとするならば、そのような意向は Truth Condition を満たさないもの、非合理的なものとする 것도できる。ここで大事な部分は、「麻薬を欲しがると」という意向は、本人の健康を害するものであるだけでなく、周りの人々にも被害を及ぼすものである、という点にある。「麻薬を欲しがるとは良くない」という判断が「自明」であるとするのは、麻薬が麻薬中毒者の self-interests を満たすかもしれないが、周りの人々の self-interests を満たすことはできない、からである。そして、もし時間に対する選択の consistency (Hausman は dynamic coherent な選択という) を合理性判断に求めるならば、麻薬中毒者のチョイスは本人と周りの人々の self-interests に反するものになる。とくにこのような場合、麻薬を欲しがると意向は Truth Condition に反して、非合理的、であると判断しようというのが Hausman の合理性基準である。Doer にとって、 $\beta = 0$ (または、 β が十分小さい) であることは、外生的に、言い換えると存在論的に与えられているものではあるが、その含意「未来をあまり考えない」ことが Truth Condition を満たさないと判断すれば、私たちは、Doer は Hausman の合理性基準を満たさず、非合理的であるといえるのである。Doer の「よくない」目的関数が存在論的に与えられているというのは、Doer の存在がある種の心理的（プロセスの）問題を経験していて（その問題が「よくない」目的 (dynamic coherent な性質を持たない目的) を持つ原因であって)、その「心理的問題」を治療で直すことはできないと措定していることを意味すると解釈しても良い。面白いことに、本稿のフレームワークの中では、その（あるとされる）「心理的障害」は心理治療ではなくて、経済的外生変数の変化によって ($S < k$ の状態から $S > k$ の状態に変わること) なくなるのである (Doer の存在が行動には反映されないのである)。

本稿で提示する Doer の行動は Hausman の合理性基準を満たさないと判断できる。この点を説明するため、Hausman が紹介するダンサー Jill の例を説明したい。Jill という名前のダンサーがいて、彼女はプロのダンサーとして生活していた。彼女にとってほかの生活手段はなかった。あるとき、Jill は病気になったが、その病気を治すために、薬を飲まないといけなかった。薬には A と B の 2 種類がある。A は認知的障害を起こす副作用があり、B は腰が硬くなる副作用があった。このとき、Jill はどちらの薬を選ぶべきだろうか。もちろん、A である。B を選ぶと彼女は将来生計を維持できなくなる可能性があるからだ。もし、Jill が B を選んだとき、私たちは Jill の選択は非合理的だといえるのだろうか。Hausman はそう（であるべき）だという。そのため、Hausman は合理性を判断する基準の 1 つである Truth Condition の中、時間に対して coherent な性質を取り入れるべきだと主張するのである。この Jill の例を通じて、Hausman が主張している内容は以下の 4 つの内容にまとめることができる：①合理性判断には消費者のアイデンティティ問題（たとえば、ダンサー）がかかわる、②合理性判断は具体的なコンテキストにもよる、③合理的判断は dynamic coherent な性質を持たないといけない（未来の flourishing を保証するものでないといけない）、④消費財の中には、「客観的に良いもの」が存在する。本稿における Doer の行動は、薬 B を選ぶ可能性を排除しないし（よって、dynamic coherent な選択ではない）、さらに (12) 式が示すように未来の flourishing に反するものである。よって、Doer の行動は Hausman のいう Truth Condition を満たさず、非合理的、といえるのである。

結 び

本稿では主に以下の2点が論じられた。まず、

1. 認知的不協和理論を経済学に応用した既存の研究、とくに GKL モデルを拡張して、そのモデルの中で提示されている「目的関数を変えるときにかかるコスト k 」を内生的に説明できる事例を紹介した。このようなモデルは、経済学的主体、エージェントの行動が不連続的に変わることの説明できる。本稿で提示された事例の中では、資産レベルや将来の期待賃金の上昇と合理的な選択の間には、特定の関係は存在せず、資産の増加が人々を非合理的な行動に導くことも可能であることが示唆された。
2. 本稿で紹介されたような一見明らかに非合理的にみえる問題構造、消費行動についても、既存の合理性基準からはその非合理性を判断することはできないことを指摘した。本稿で紹介された Doer による消費行動が非合理的であると判断するためには、Hausman が提案した Modified Subjectivism の立場をとる必要がある。これは、Hausman の合理性基準が有効であることを示す1つの事例になるとと思われる。

さて、最後に、近年の研究では、Purified Preference に関する議論が活発になっているが、本稿の内容は、この議論において多重人格モデルを取り入れることが有用で、新しい知見に導く可能性があることを示していると思われる。

注

- (1) 本稿における認知的不協和は経済的主体が、2つないしは3つの目的関数に直面していることをいう。認知的不協和は不快感(負の効用)をもたらすと知られるが、この部分が Surprise として定義される。本稿で紹介する Verdict の行動原理はこの認知的不協和を解消するために設定されていると解釈できる。

- (2) 未来の効用を割り引くことに含まれる問題について、Frederick, et.al. (2002) はその実証的な証拠がないことを指摘している。とくに、自然環境破壊が大きな社会経済問題になっている現状で、未来の効用を割り引くことについては、倫理的問題をも含まれているとの指摘もある (Greaves, 2017)。
- (3) Punisher は Controller と Defender の中、どちらかの立場を棄却 (Punish) すると想定されている。本稿の多重人格モデルは Carter が提案したもの (6つの人格モデル) とは異なるが、部分的には共通するものがあると思われる。
- (4) 市場利子率は市場と個人との関係、即ち、個人と社会 (他人) との関係の中で発生するものであって、Planner が未来の利得を割り引かないことと、市場利子率の存在は矛盾しない。さらに、たとえば、市場利子率の上昇が1期の消費を増やし、貯蓄を減らす可能性については Kang (1993) を参照されたい。
- (5) たとえば、2部門間の資源配分問題について、2部門間の資源移動に関して取引費用が存在しなければより効率的な資源配分が行われることは自明なことである。Planner の問題、つまり、2期間の消費において $\rho = 0$ であるケースは、2部門の資源配分問題と比較できる構造をもっている (たとえば、Kang (1991) を参照されたい)
- (6) 合理的な消費者は、自身の self-interest をベースに与えられた効用関数を最大化する。この効用関数は合理的選好関係を反映しているものとして、通常は、定義される。本稿でもこの基本枠は変えていない。しかし、本稿のモデルでは、複数の self が存在し、self-interest という前に、その self がどの人格になるか、という問題に直面している。このような問題は、もちろん、スタンダードな消費者行動モデルでは扱わない問題である。言い換えると、通常の合理性判断の基準を用いては、本稿で描く消費者行動を非合理的であると判断する根拠はないと考える。

参考文献

- Akerlof, G.A. and Dickens, W.T., "The Economic Consequences of Cognitive Dissonance", *American Economic Review* 72, 1982, pp307-19.
- Baumeister, Roy, *Self-Regulation and Self-Control*, 2018, Routledge
- Beck, Lucas., "The Econ within or The Econ above: On the Plausibility of Preference Purification", *Economics and Philosophy* 39, 2023, pp423-445.
- Becker, Gary., *Accounting for Taste*, 1996, Harvard Univ. Press.
- Broome, John, *Ethics out of Economics*, 1999, Cambridge Univ. Press.
- Broome, John, *Rationality through Reasoning*, 2013, Chichester: Wiley-Blackwell.
- Carter, Rita, *Multiplicity*, 2008, Little, Brown Spark
- Cohen, M.D. and Axerlod, R., "Coping with Complexity", *American Economic Review* 74, 1984, pp30-43.
- Frederick, S., Loewenstein, G. and T. O'Donoghue, "Time Discounting and Time Preference: A Critical Review", *Journal of Economic Review* 40, 2002, pp351-401.

- Gilad,B., Kaish,S. and Loeb,P.D., “The Theory of Surprise and Business Failure”, *Journal of Behavioral Economics* 14, 1985, pp35-55.
- Gilad,B., Kaish,S. and Loeb,P.D., “Cognitive Dissonance Theory and Utility Maximization”, *Journal of Economic Behavior and Organization* 8, 1987, pp61-73.
- Greaves, H., “Discounting for Public Policy: A Survey”, *Economics & Philosophies* 33, 2017, pp391-439.
- Hausman,D.M. and McPherson, M.S., “Preference, Belief and Welfare”, *American Economic Review* 84, 1994, pp396-400.
- Hausman,D.M. and McPherson,M.S., *Economic Analysis and Moral Philosophy*, 1996, Cambridge Univ. Press.
- Hausman, D.M., “On the Econ within”, *Journal of Economic Methodology* 23, 2015, pp26-32.
- Hausman,D.M., *Valuing Health, Well-Being, Freedom, and Suffering*, 2015,Oxford Univ. Press
- Kang,J.Moonwon, “Optimum Subsidies for Education in Two Sector Economies”, *Economics Letters*, 1991, pp373-378.
- Kang,J.Moonwon, “Bell’s Paradox Under Different Capital Market Regimes”, *Economics of Education Review* 12, 1993, pp351-358.
- Kang,J.Moonwon, “Cognitive Dissonance Theory in Two Self Framework”, *Fukuoka University Review of Economics* 38, 1993, pp1-27.
- Kang,J.Moonwon, “A Behavioral Model of Addiction”, *Fukuoka University Review of Economics* 54, pp141-152.
- Kang, J.M., Ryu, Y.J. and Jeong, H.I., “Critical Review of The New Theory of Consumer Society in Japan”, 2024, *conference paper, Inquining of Mutiple Civilizations in East Asia*
- 姜 文源, “経済学における合理性、合理的選択の倫理性にかんする一考”、*福岡大学経済学論叢* 51-4, 2007, pp259-275.
- 間々田 孝夫, *21世紀の消費*, 2016、ミネルヴァ書房。
- Thaler,R.H. and Shefrin,H.M., “An Economic Theory of Self Control”, *Journal of Political Economy* 89, 1981, pp392-406.
- Winston,G., “Addiction and Backsliding”, *Journal of Economic Behavior and Organization* 1, 1980, pp295-324.

福岡大学論叢寄稿取扱要領

(制 定 昭和 60 年 6 月 19 日)
(改 正 令和 3 年 4 月 1 日)

- 1 福岡大学研究推進部規程第3条第1号に基づき、各分野における研究の成果等を発表するため、各学部は論文集（以下「論叢」という。）を発行することができる。
- 2 論叢の編集は、各学部を設置する編集委員会が行う。
- 3 各学部の編集委員会の委員長は、研究推進部委員とし、委員会の構成員は3人以上とする。
- 4 論叢の各巻における原著論文及び資料（以下「論文等」という。）を発行できる総頁数の上限は、次のとおりとする。

(1) 人文論叢	3,500 頁	(A 5 判)
(2) 法学論叢	1,500 頁	(A 5 判)
(3) 経済学論叢	500 頁	(A 5 判)
(4) 商学論叢	1,300 頁	(A 5 判)
(5) 理学集報	200 頁	(A 4 判)
(6) 工学集報	600 頁	(A 4 判)
(7) 医学紀要	350 頁	(A 4 判)
(8) 薬学集報	200 頁	(A 4 判)
(9) スポーツ科学研究	150 頁	(A 4 判)
- 5 論叢の発行は、研究推進部長が行う。
- 6 論叢の発行に関する事項は、研究推進部委員会において協議する。
- 7 論叢に論文等を寄稿することができる者は、本学の教育職員（特任教育職員、病院客員教授及び病院臨床教授・准教授を含む。以下同じ。）とする。ただし、連名で寄稿し、本学の教育職員が寄稿筆頭者となる場合は、その連名者については制限をしない。
- 8 前項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄稿することができる。なお、第4号から第7号までに該当する場合は、当該学部教授会の承認が必要である。
 - (1) 本学の専任職員（教育職員を除く。）、非常勤講師、臨床研修医、大学院学生・研究生又は外国人研究員が寄稿筆頭者となり、本学の教育職員と連名で寄稿する場合
 - (2) 本学の非常勤講師又は外国人研究員が単独で寄稿する場合
 - (3) 本学の大学院学生・研究生が博士学位論文を単独で寄稿する場合
 - (4) 本学の教育職員であった者が、在職中に行った研究の成果を退職後6月以内に寄稿する場合
 - (5) 学外の者に特に原稿を依頼する場合
 - (6) 本学の名誉教授が寄稿する場合
 - (7) 前各号に該当しない者で編集委員会が推薦する場合
- 9 前2項により本学の教育職員以外の者が寄稿する場合は、その所属・職氏名を論文等の巻頭に記載しなければならない。
- 10 掲載された論文等の著作権は、著者に属し、その内容についての責任は著者が負うものとする。
- 11 掲載された論文等は、原則として電子化しインターネット等を介し公開する。
- 12 論文等一編の原稿枚数は、原則として、A4サイズ20枚（30,000字程度、図表、写真及び余白等を含む。）以内でなければならない。
- 13 この要領は、令和3年4月1日から実施する。

Guidelines for Submissions to Fukuoka University Reviews

Guidelines established : June 19, 1985

Revised on April 1, 2021

1. According to the Fukuoka University Central Research Institute's regulations, Article 3, Section 1, in order to publish research results in any field, departments may issue publications called "Reviews".
2. Each department is to select faculty members to carry out editing responsibilities.
3. The Chief Editor from each department should be a member of the Central Research Institute Committee. Each department should form an editing committee, comprised of three or more members.
4. Every issue of the Reviews should contain original articles, notes and materials. The maximum number of pages for each issue should be as follows :

(1) Review of Literature & Humanities	3500 pages	(A 5 paper)
(2) Review of Law	1500 pages	(A 5 paper)
(3) Review of Economics	500 pages	(A 5 paper)
(4) Review of Commercial Sciences	1300 pages	(A 5 paper)
(5) Science Reports	200 pages	(A 4 paper)
(6) Review of Technological Sciences	600 pages	(A 4 paper)
(7) Medical Bulletin	350 pages	(A 4 paper)
(8) Pharmaceutical Bulletin	200 pages	(A 4 paper)
(9) Review of Sports and Health Science	150 pages	(A 4 paper)
5. The Chief of the Central Research Institute is responsible for publication of the Reviews.
6. The Central Research Institute Committee members will discuss matters pertaining to issuing the Reviews.
7. Faculty members of this university, hereafter including specially-appointed faculty members and visiting professors of medicine, are eligible to make submissions to the Reviews. In the case of multiple contributors, provided that a faculty member of this university is the main contributor, no restrictions apply to the sub-contributors.
8. In exception to the provisions in the preceding article, any person who falls under any of the following categories may be allowed to make a submission. Persons who falls under the categories (4) to (7), need to receive approval of submission from the concerned department.
 - (1) In the case that staff members (non-faculty), part-time teachers, clinical pathology residents, graduate students, post-graduate researchers or foreign researchers of this university are the main contributor along with one or more faculty members as sub-contributors.
 - (2) In the case that part-time teachers or foreign researchers of this university make individual submissions.
 - (3) In the case that graduate students and post-graduate researchers of this university individually submit doctoral dissertations.
 - (4) In the case that retired faculty members of this university submit for publication the results of research conducted while still a staff member, provided that submissions are received within six months after retirement.
 - (5) In the special case that outside contributors are requested to make submissions.
 - (6) In the case that emeritus professors make submissions.
 - (7) In the case that persons who fall under no category above but are recommended by the editing committee of the relevant department.
9. In such cases as 7. and 8. above, non-faculty members should mention their affiliation, position and name on the first page.
10. Copyrights belong to the authors. The authors bear responsibility for their contents.
11. Generally, publications will be made available in digital format for Internet access.
12. The maximum number of pages for each submission is 20 pages of A4 size including all charts, figures and photos. One page should have no more than 26 lines of 70 letters each.
13. These guidelines come into effect as of April 1, 2021.

前号 (第68巻 第1号) 目次

論 説

法令間の整合性と政策効果：

沖縄県におけるイエネコ捕獲を事例に……………山 崎 好 裕

倫理的帝国主義と平和主義……………山 崎 好 裕

新しい資本主義論の右と左……………山 崎 好 裕

大アジア主義の左翼的基礎：

平野義太郎の大東亜共栄圏論……………山 崎 好 裕

ルソー・兆民と公共財としての子ども……………山 崎 好 裕

農村問題と経世済民：柳田・福本・宇野……………山 崎 好 裕

福岡大学経済学論叢 第68巻 第2号 (通巻第241号)

令和6年3月15日印刷 編集 福岡大学
経済学論叢編集委員会

令和6年3月19日発行 編集委員長 西 田 圭 吾
(福岡大学研究推進部委員)

発行人 鹿 志 毛 信 広
(福岡大学研究推進部)

(非売品) 発行所 福岡大学研究推進部
福岡市城南区七隈八丁目19番1号

(無断転載を禁ず) 印刷所 福岡印刷株式会社
福岡市博多区東那珂1丁目10番15号

FUKUOKA UNIVERSITY REVIEW OF ECONOMICS

Vol.LXVIII No. II (No. 241) March 2024

In Memory of Professor Masahiro Abiru

Articles

- Treaty Revisions for Keynes and Meiji Japan
..... Yoshihiro Yamazaki (91)
- Internalism and Externalism of Investment:
J. M. Keynes and Tanzan Ishibashi Yoshihiro Yamazaki (105)
- Controversies on the Lifting of an Embargo on Gold Export:
As a Point of View on Contemporary Exchange Rate and Price Level
..... Yoshihiro Yamazaki (121)
- A Comparison between Economics and Business Administration:
Alfred Chandler's Idea on Market and Organization
..... Yoshihiro Yamazaki (135)
- The Spell of Flying Geese Pattern of Economic Development:
From Rapid Economic Development to the Lost Three Decades
..... Yoshihiro Yamazaki (149)
- States and Wars:
Heidegger, Nishida, and Tanabe on the Theory of Nations
..... Yoshihiro Yamazaki (165)
- Cognitive Dissonance Theory and Consumer Rationality
..... J. Moonwon Kang (183)
-

Published by

**CENTRAL RESEARCH INSTITUTE
FUKUOKA UNIVERSITY**

Nanakuma, Jōnan-ku, Fukuoka 814-0180, Japan